



テーマ監査の実践手続き

テーマ：損害保険の付保
～リスクマネジメントと連携していますか？～

CIAフォーラム関西研究会№19

座 長 藤尾 善則

メンバー
(五十音順)

上坂	修司
大橋	実木夫
是松	徹
高橋	裕樹
辻田	光博
西上	勝博
藤井	淳

本日の発表内容

1. 当研究会の目的
2. テーマの構造分析
3. 保険の勉強方法
4. 監査ストーリー
5. 監査の具体的進め方
6. 問題の分析と改善提言

1. 当研究会の目的

テーマ監査の具体的進め方（実践手続き）は、会社それぞれの業種及びその個性に支配される部分が多いためか、一般の書物等にはあまり記載されていません。

当研究会では、具体的な監査テーマを設定し、メンバーの経験談も交えつつ、実践的な監査の進め方について研究しております。

概念的な研究に留まることなく、**監査の本分である業務そのものスバリ**に焦点を当て、**テーマの構造分析、データ分析の方法**の検討等に力を入れて、取り組んでおります。

2. テーマの構造分析

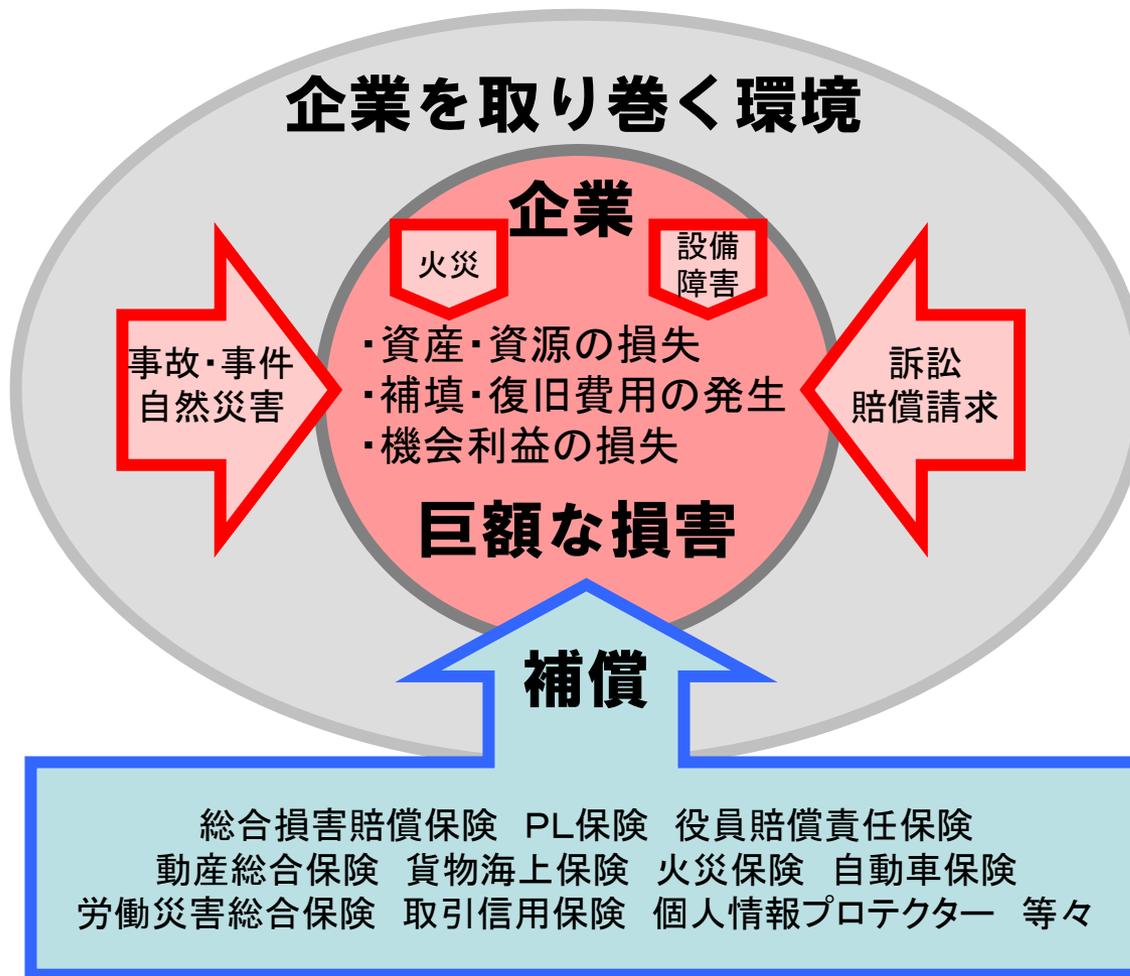
1. 保険の役割
2. リスクマトリクスでの位置づけ
3. リスクと保険の相関
4. 保険業務の関連者構造
5. テーマの構造分析(まとめ)

2. 1. 保険の役割

- ① 企業の巨額な損害を補償
- ② 保険加入者の保険料負担により補償
- ③ 保険料支払時から補償
- ④ リスクに応じた公平な保険料負担

2. 1. 保険の役割

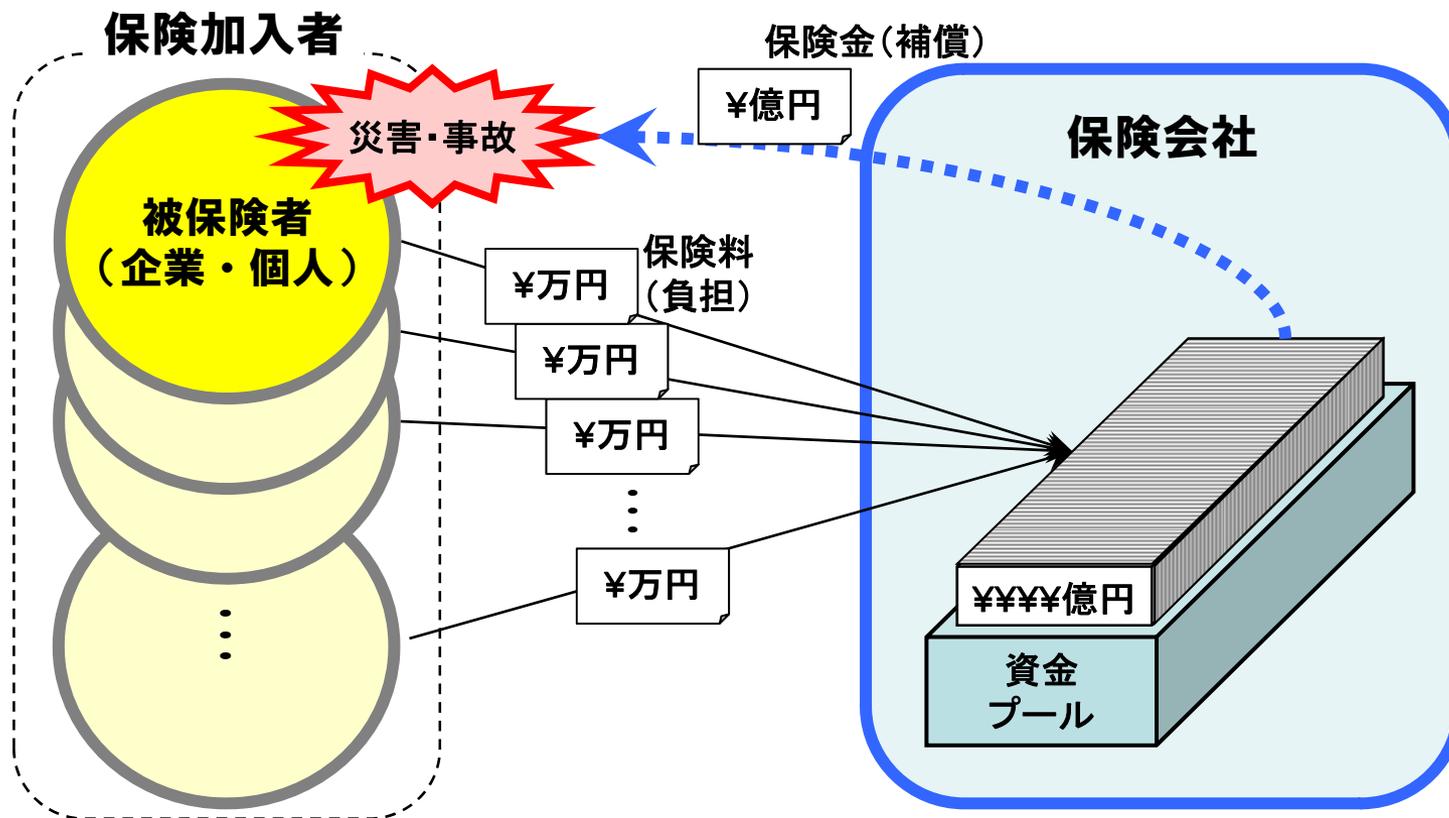
① 企業の巨額な損害を補償



2. 1. 保険の役割

② 保険加入者の保険料負担により補償

保険は、保険加入者(企業・個人)がお金を出し合って資金プールをつくり、その中の誰かが災害・事故により損失を被った際、資金プールから損失を補償するという「助け合いの制度」です。

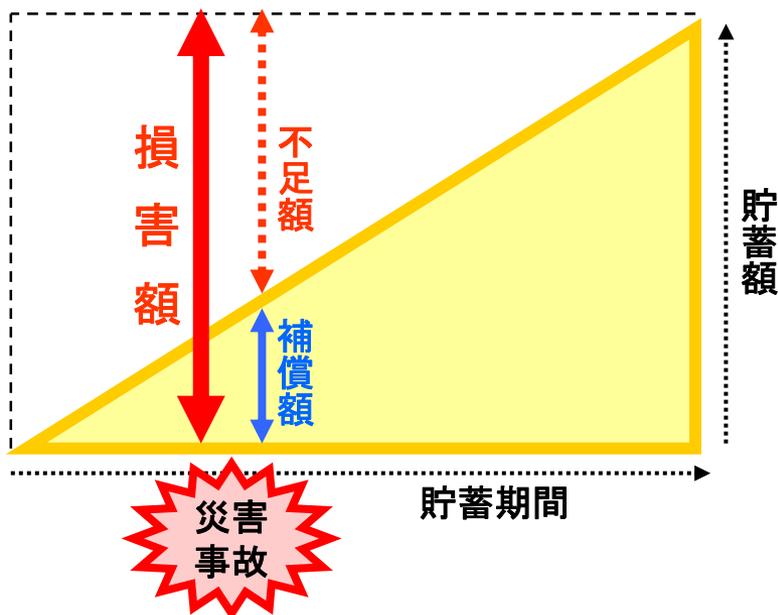


2. 1. 保険の役割

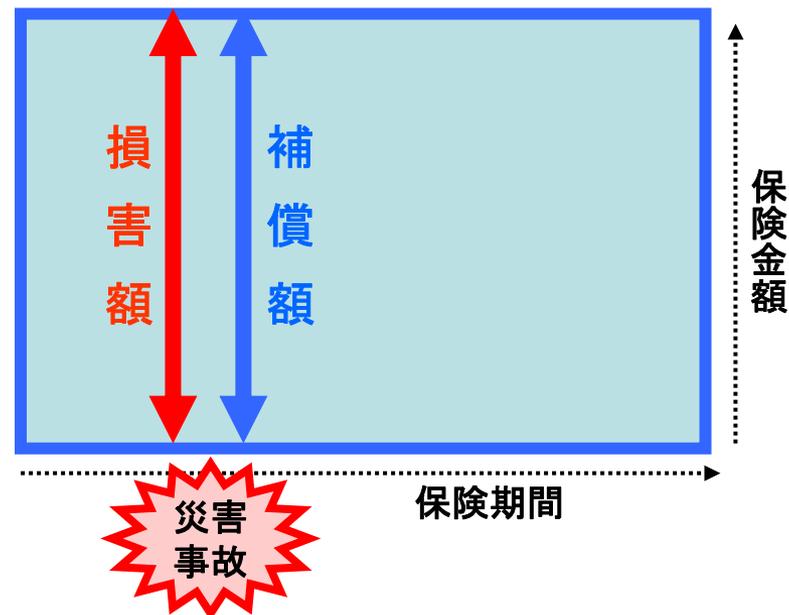
③ 保険料支払時から補償

貯蓄だけでは、いつ、どのように発生するかわからない事故に備えるには不十分です。合理的な負担で、事業の復旧・継続に必要な資金が得られる保険は、そのようなリスクに備える方法として必要な存在です。

《貯蓄》



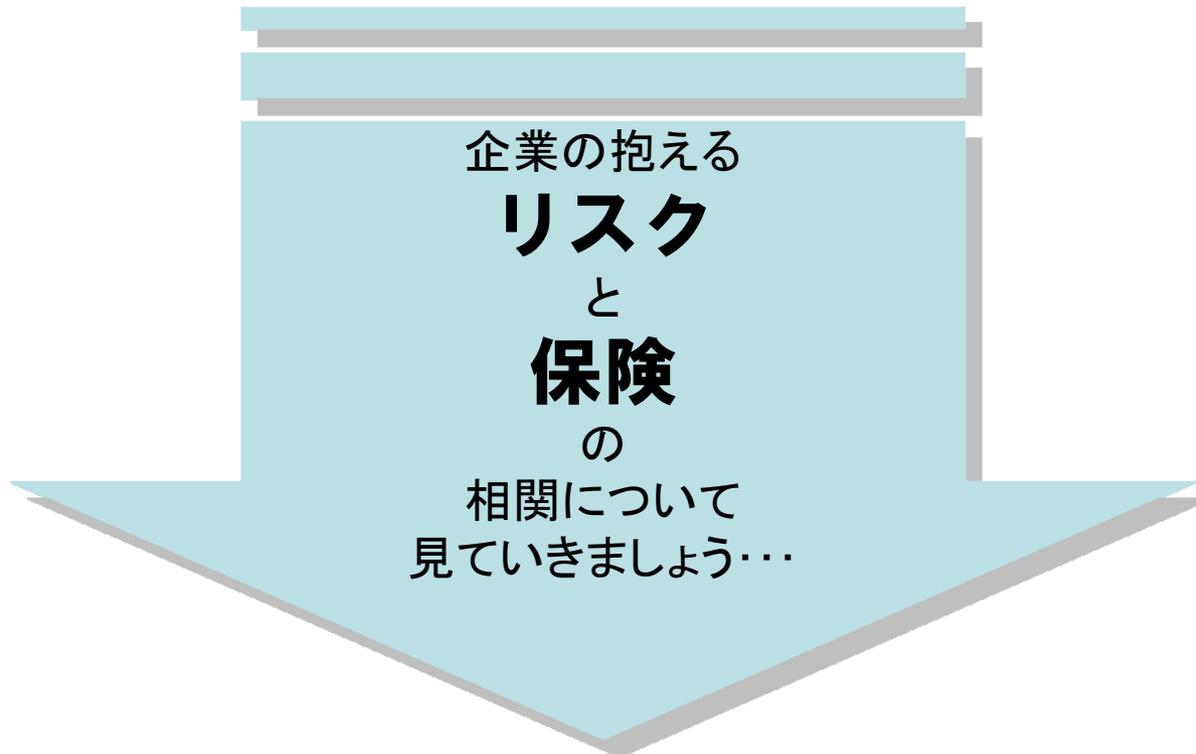
《保険》



2. 1. 保険の役割

④ リスクに応じた公平な保険料負担

保険料率は、多くのデータ観察により見出される災害・事故発生率についての一定の法則(大数の法則)に基づき、被保険者の危険度(リスク)に応じた公平な負担となるように設定されます。(公平の原則)



2. 2. リスクマトリクスでの位置づけ

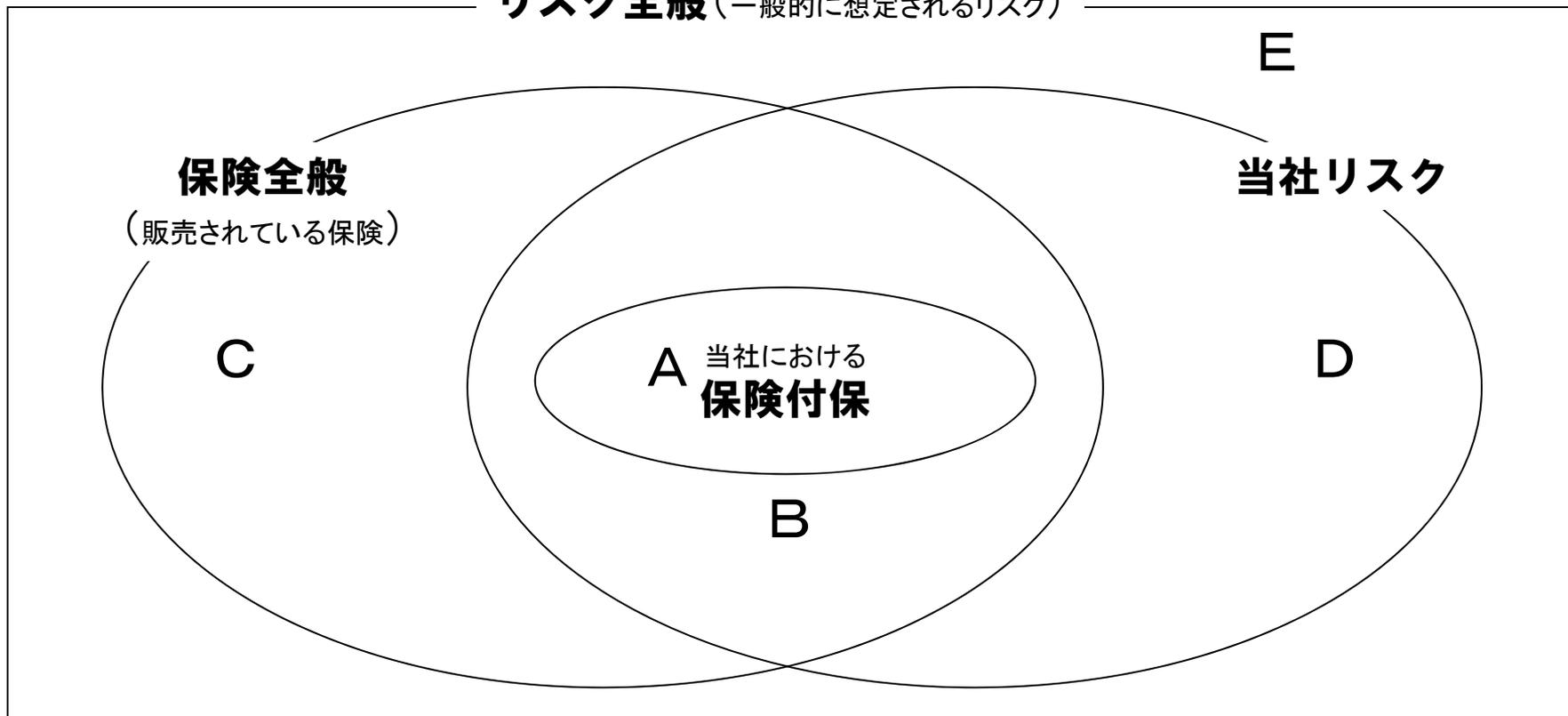
ERMリスク対応の一手段としての「保険」



2. 3. リスクと保険の相関

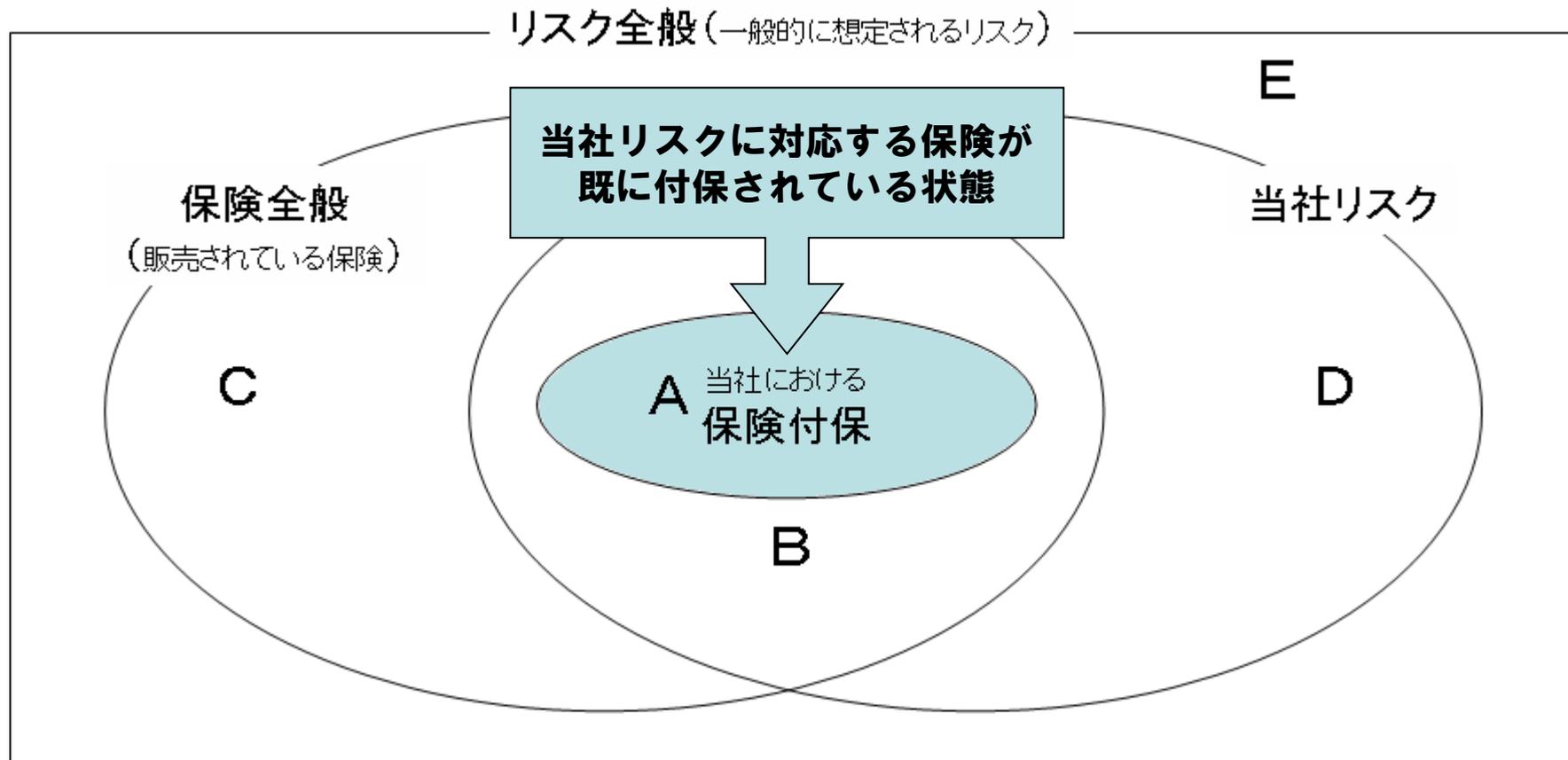
リスクと保険の相関をベン図で考えてみよう!!

リスク全般（一般的に想定されるリスク）

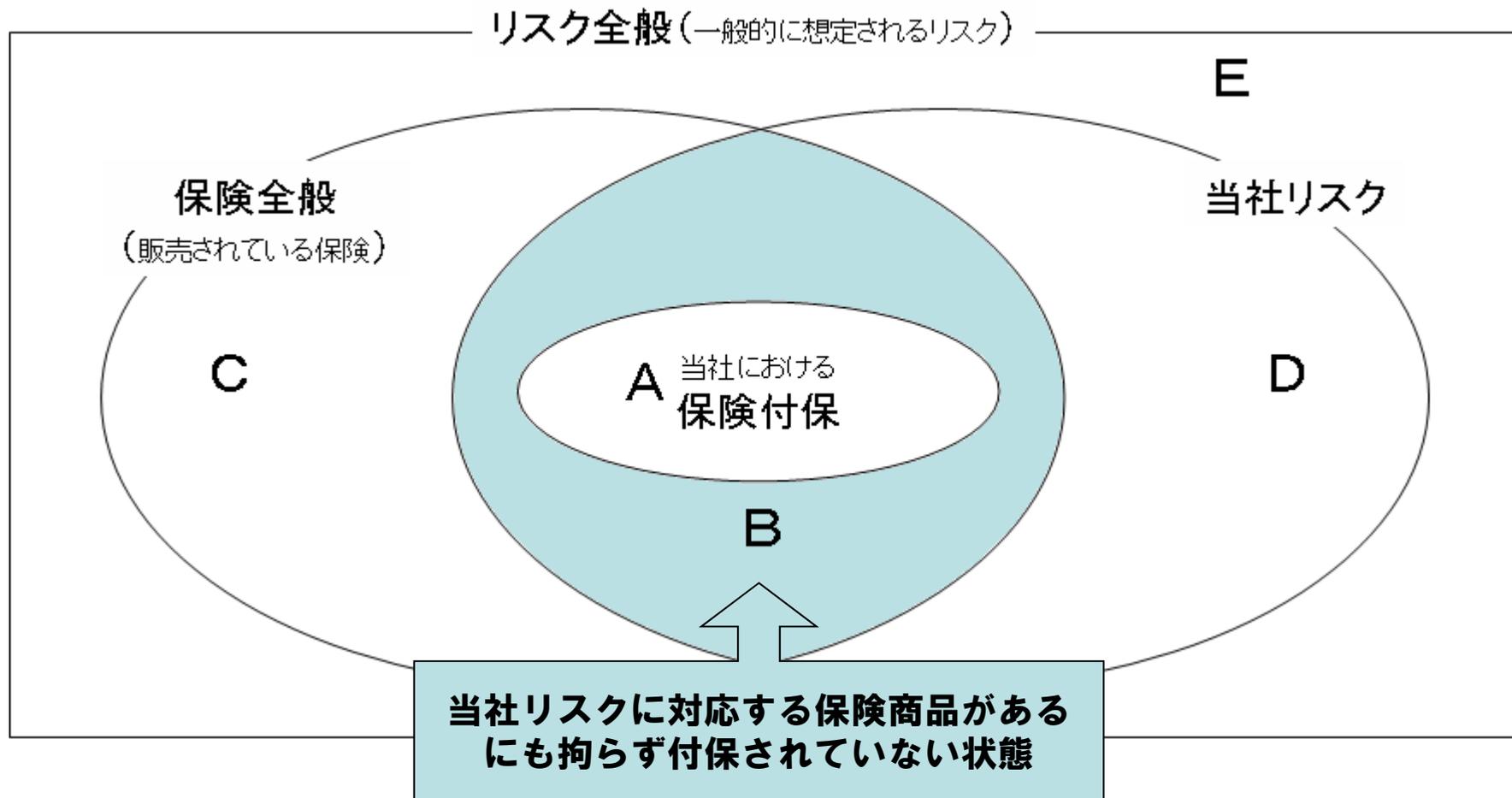


今後もこのベン図による考え方は、
保険付保状況監査の思考フレームワークとして用いる。

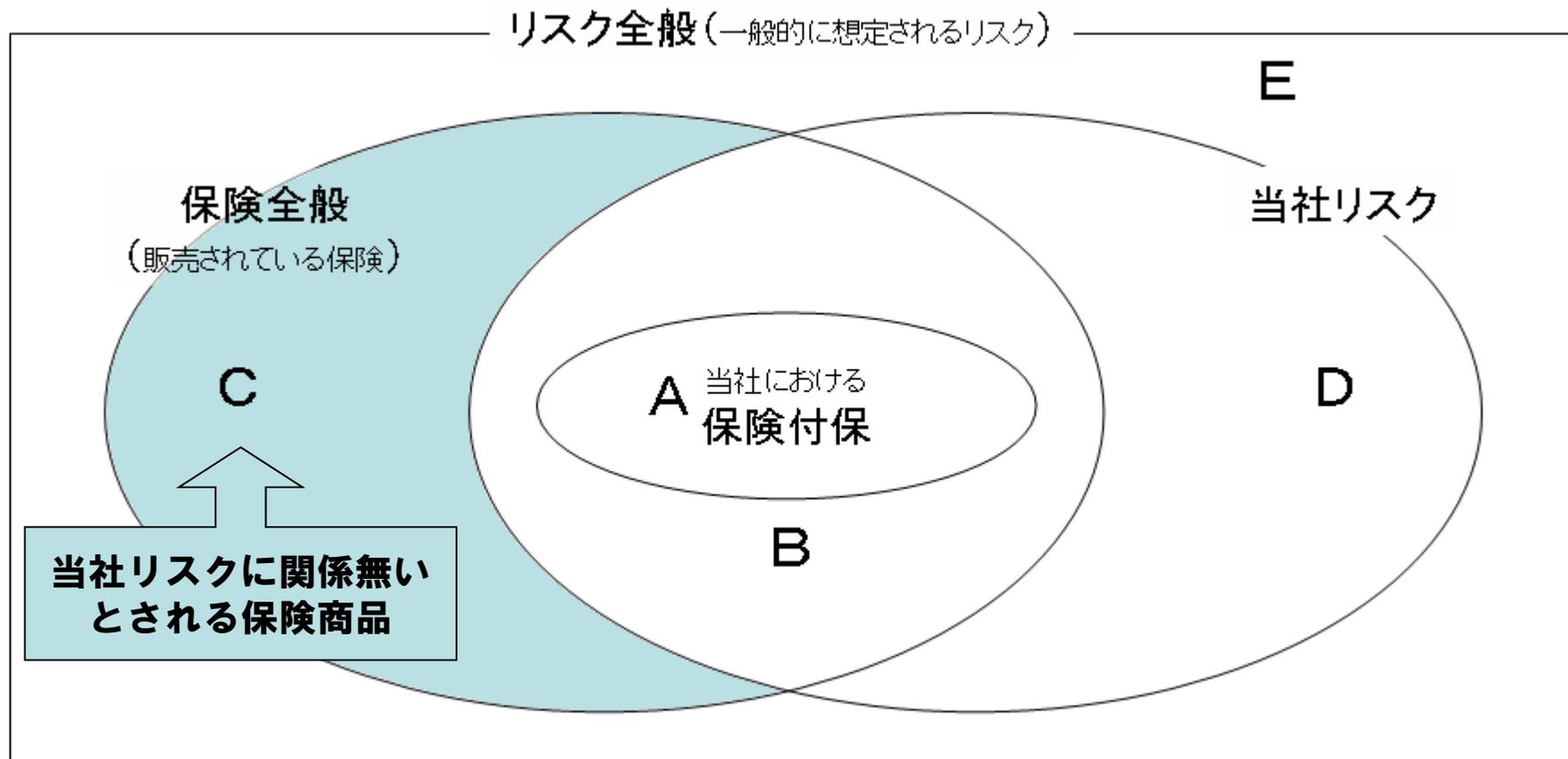
2. 3. リスクと保険の相関



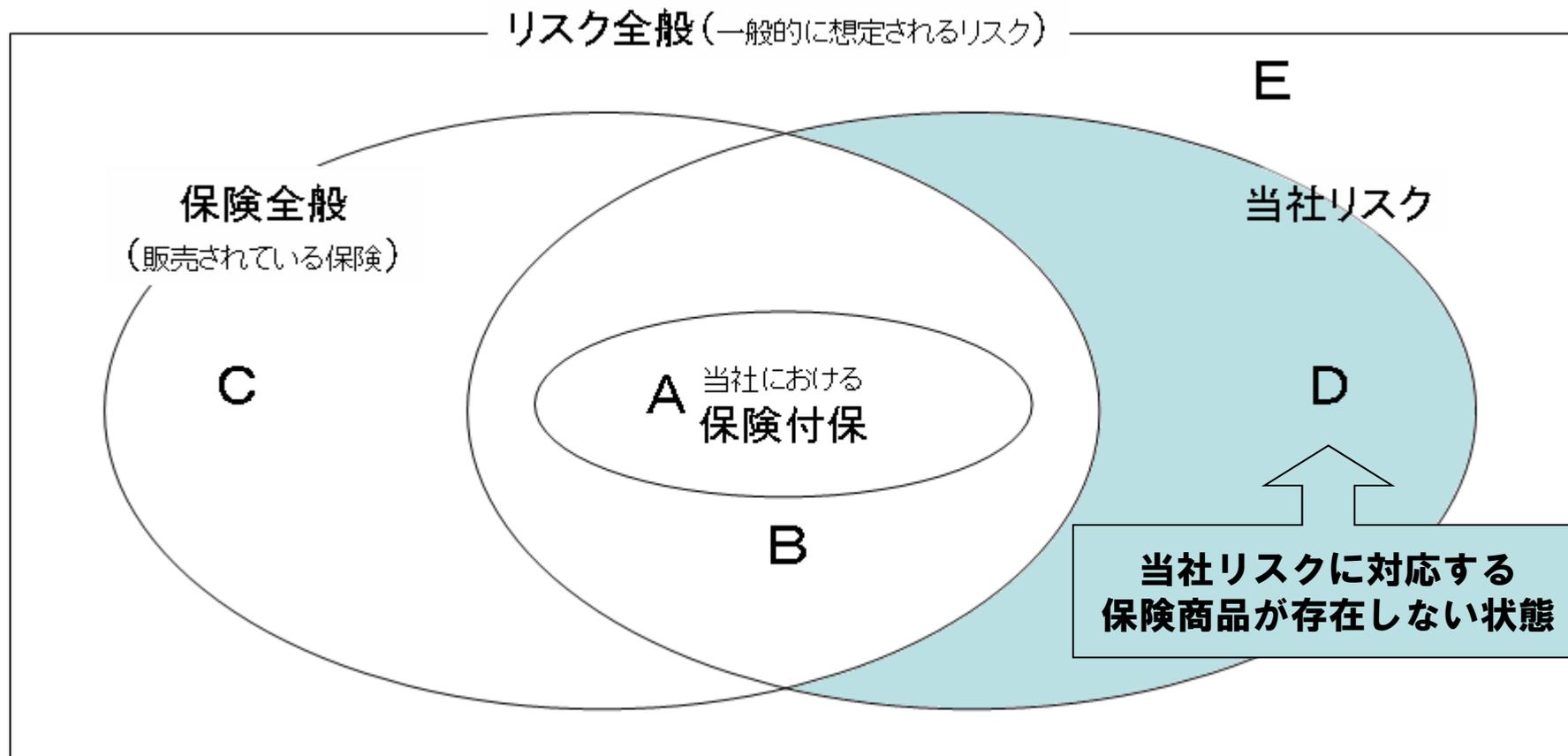
2. 3. リスクと保険の相関



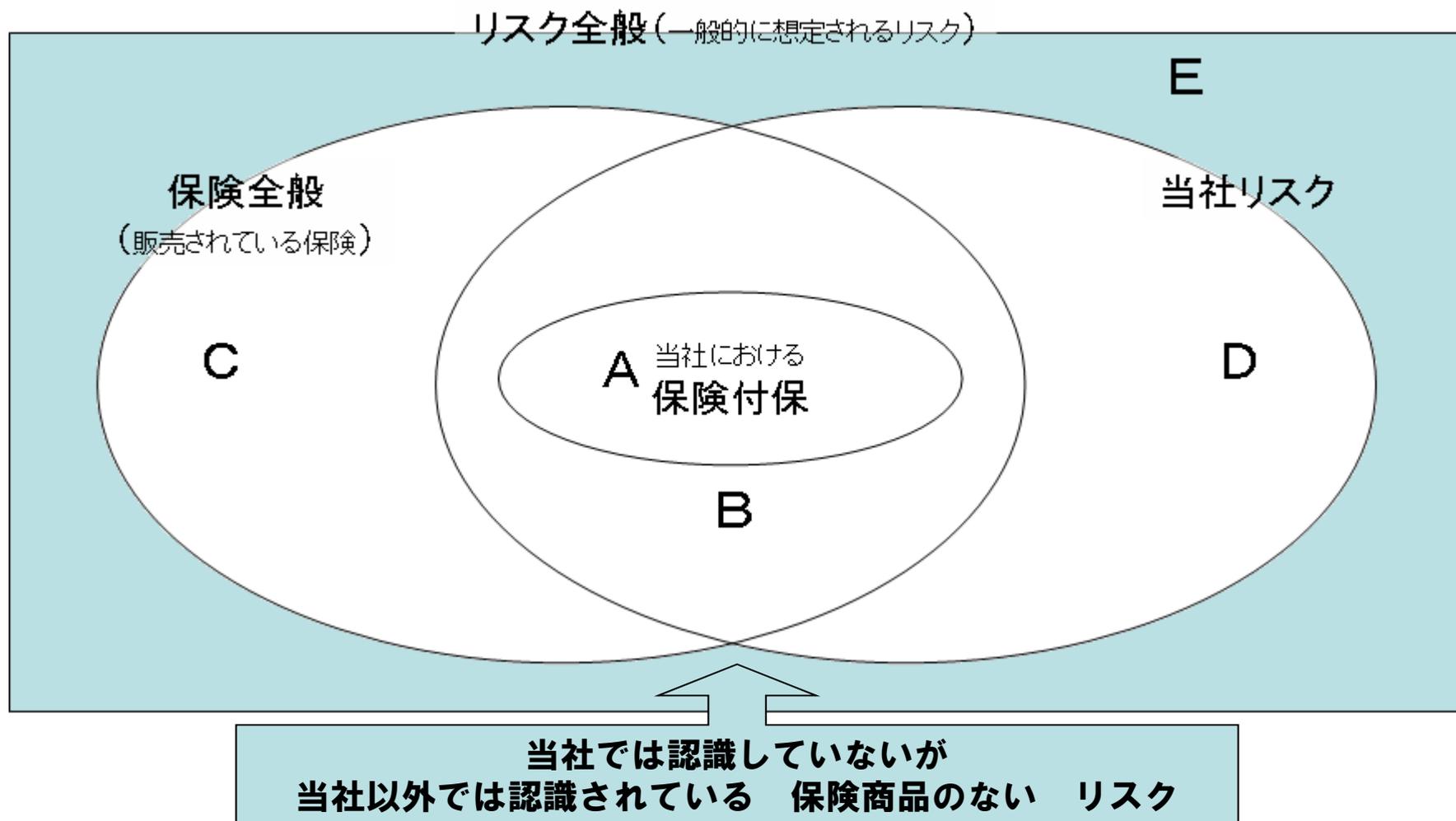
2. 3. リスクと保険の相関



2. 3. リスクと保険の相関



2. 3. リスクと保険の相関



2. 4. 保険業務の関連者構造

社内のどの部門が損害保険の付保に関する業務を行うかは、各社の保険実務に対する捉え方により異なる。

保険実務を行う部門

(付保対象となる資産・事案を抱える)

各所属

庶務・総務・経理部門

リスク管理部門

各社の保険実務に対する捉え方

現物管理

(付保対象を抱えるところが面倒見る)

全体管理

(社内サービス窓口一本化)

**リスクと保険の
相関を考慮**

2. 4. 保険業務の関連者構造

当研究会各社の現状⇒リスク管理部門との連携が見えない

メンバー	① 保険実務部門	② リスク管理部門	①と② 連携の有無	保険付保方針 の有無	備 考
A社	総務部	リスク管理委員会 (総務部)	同一部署	無	ここ数年見直しなし
B社	統括部門なし	法務部	無	無	総務系子会社が代理店 3年前に保険料見直し、グローバル包括化
C社	財務部門 (物流保険は物流部門)	リスク管理委員会	無	無	子会社が代理店 見直しされていない 財物保険と損害賠償保険が中心
D社	経理部	リスクマネジメント委員会 (内部統制推進部)	無	不明	総務系子会社が代理店 8割がPL保険
E社	総務部	リスク管理委員会 (総務部が事務局)	同一部署	無	設備類が少ないため、従業員の生命保険、 損害賠償保険、倉庫商品への付保がメイン
F社	総務部	法務部	無	無	子会社の代理店で2割をカバー 個人情報漏洩等の新たな分野にも付保
G社	経営企画部	人事総務部	無	無	更新都度見直しを実施 一部業界の協会のまとめた保険に加入あり
H社	経理部	所管部門リスク倫理会議	有	不明	②→①の稟議により連携

2. 4. 保険業務の関連者構造

自社の損害保険を取り扱う保険代理店は、
企業間の諸般の事情により、

- ・ 幹事会社 1 社（大株主、大口顧客、等）
- ・ 自社の子会社

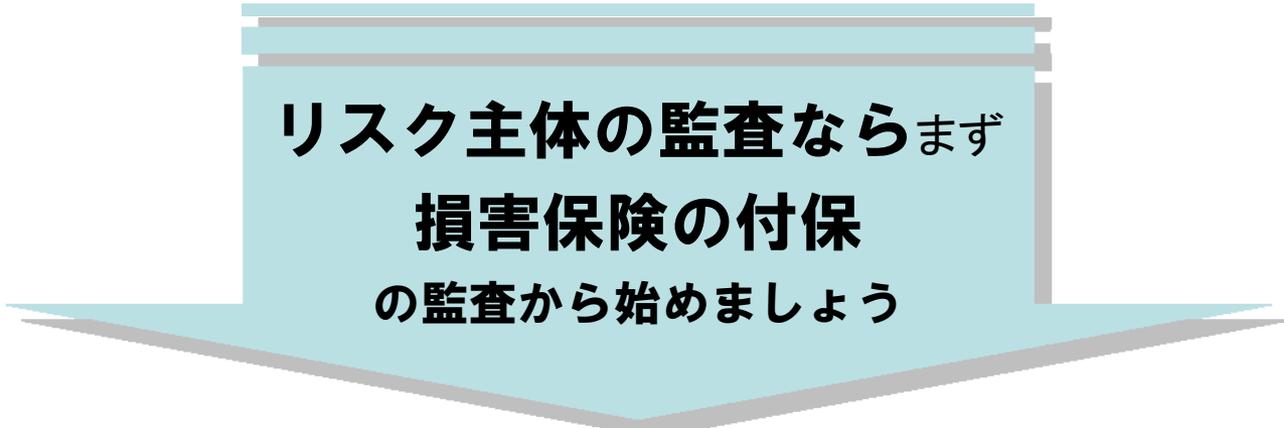
というケースが多く、

（競争原理がはたらきにくい 専門知識が必要で内容がわかりにくい 等の点から）

慣例的なおまかせの契約更新が行われがち である。

2. 5. テーマの構造分析(まとめ)

- ・ 保険は巨額な損害への対応として**必要**なものである。
- ・ 保険は、**リスク対応の2/4の領域（移転・受容）**をカバーするリスク対応手段である。
- ・ **リスクと保険の相関について網羅的に見る**ことで、自社のリスク管理及び保険付保と現状のギャップをチェックすることができる。
- ・ 保険業務の**関係者構造**に目を向けると、保険が本当に適切なリスク対応手段として機能しているか**危惧**される。



リスク主体の監査ならまず
損害保険の付保
の監査から始めましょう

3. 保険の勉強方法

- 1. 保険の全体像を知る**
- 2. 損害保険制度を知る**

3. 1. 保険の全体像を知る

■ 目的

- ① 保険の分類を理解する。
- ② 保険料の仕組みを理解する。
- ③ 保険用語を理解する。

■ 勉強方法

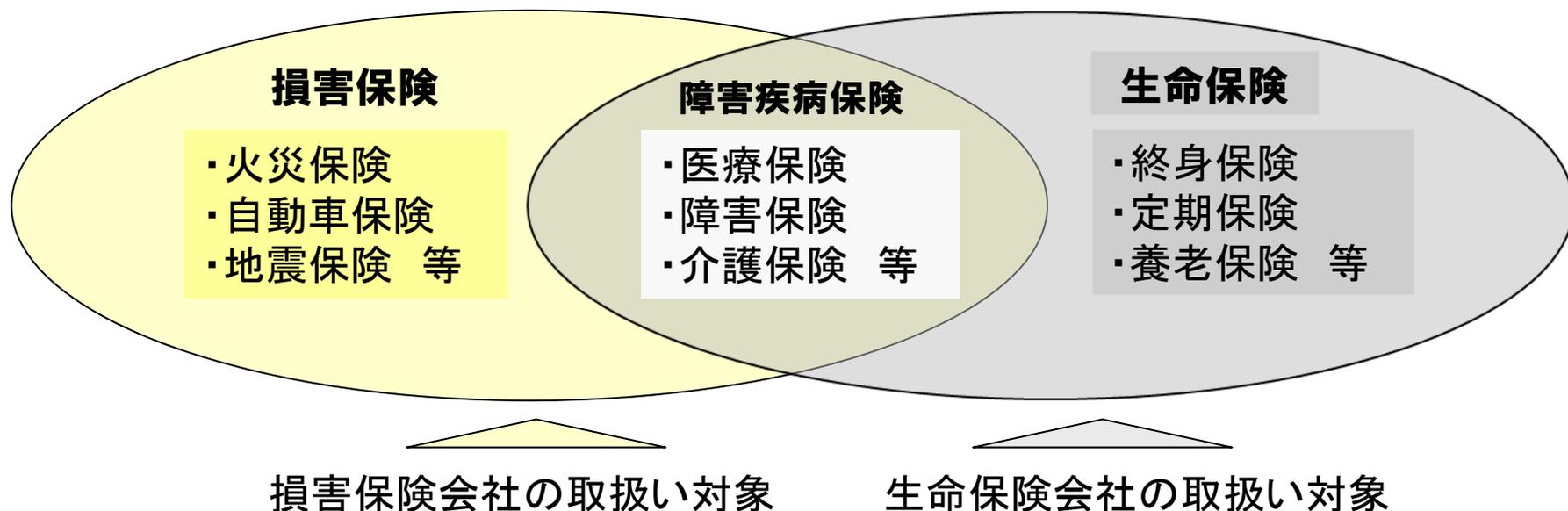
- ① 保険会社、保険代理店、日本損害保険協会のホームページ等から情報収集する。
- ② 保険関連団体主催の研修等に参画する。
- ③ 契約先の保険会社からヒアリングする。

3. 1. 保険の全体像を知る

■ 運営主体による分類

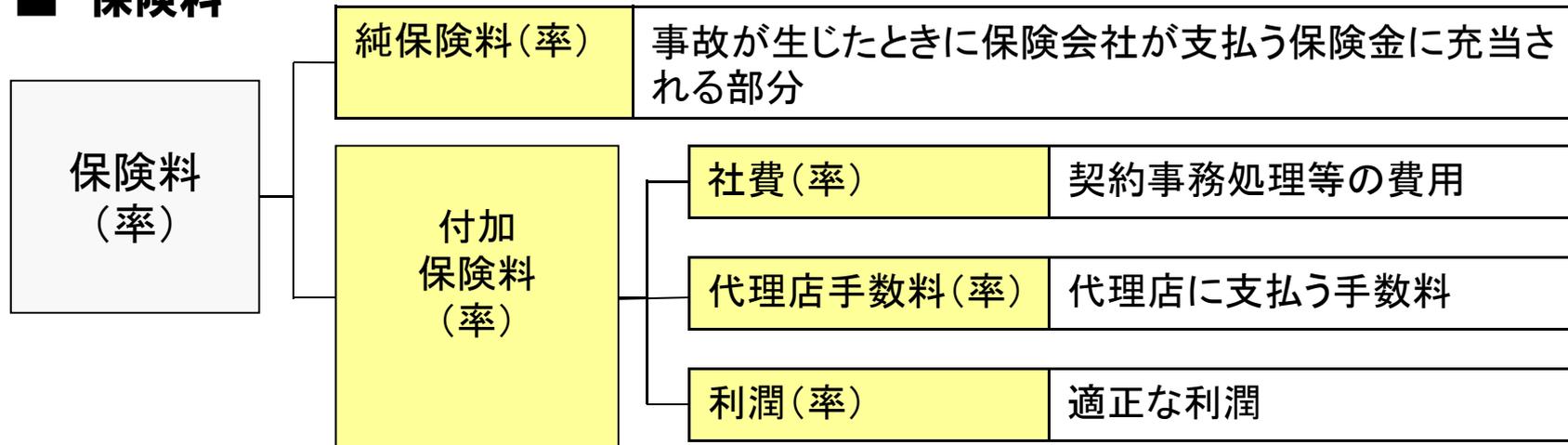
- ①公的保険: 国・地方公共団体が運営
 - ⇒ ・社会保険: 医療保険、介護保険、年金保険
 - ⇒ ・労働保険: 雇用保険、労働者災害補償保険
- ②民営保険: 民間の保険会社が運営
 - ⇒ 下記を参照

■ 民営保険の分類



3. 1. 保険の全体像を知る

■ 保険料



(出所: 一般社団法人 日本損害保険協会 損害保険募集人一般試験教育テキスト)

■ 保険用語

- ・登場人物 : 保険者 保険契約者 被保険者 保険金受取人
- ・保険契約 : 保険金 保険料 保険料率 保険金額 保険期間 保険事故 保険の対象
免責事由 証拠証券
- ・義務 : 告知義務 通知義務 保険料支払義務

- ・比較して理解したい用語
時価/再調達 比例払/実損払 全部保険/一部保険/超過保険
全損/分損 自己契約/特定契約

3. 2. 損害保険制度を知る

■ 目的

- ①損害保険の種類と特徴を理解する。
- ②保険契約者の義務を理解する。
- ③損害保険の動向と課題を理解する。

■ 勉強方法

- ①「損害保険募集人一般試験 教育テキスト」等から情報収集する。
- ②保険関連団体主催の研修等に参画する。
- ③契約先の保険会社からヒアリングする。

3. 2. 損害保険制度を知る

■ 主な種類（企業向け）

No	種類	概要
1	企業財産に関する保険	火災や風災、雪災、建物外部からの物体の衝突、水災、盗難などにより企業の店舗や財産に生じた損害に備える保険 (例): 火災保険、自動車保険、盗難保険
2	賠償責任に関する保険	企業活動によって生じた様々な賠償リスクに備える保険 (例): PL保険、役員賠償責任保険
3	船舶・貨物・運送に関する保険	輸送中の事故などによる貨物へのダメージで生じた損害に備える保険 (例): 物流保険、貨物海上保険、船舶保険
4	その他の保険	費用の補償や企業活動の支援に関するさまざまな領域での保険 (例): 興行中止保険、建設工事保険、個人情報漏洩保険

3. 2. 損害保険制度を知る

■ 特徴例（企業向け）

No	種類	特徴例
1	火災保険	<ul style="list-style-type: none">・建物種別(住宅、一般、工場、倉庫)による分類・地震による火災は補償しない・企業では地震保険は特約・一部保険の場合、十分な保険金が支払われない
2	PL保険	<ul style="list-style-type: none">・製造物責任法(PL法)に基づく法律上の損害賠償責任を補償
3	物流保険	<ul style="list-style-type: none">・輸送中、保管中、加工中等のリスクを包括的に補償・不特定保管場所、不特定加工工場等の事故時も補償する場合あり
4	個人情報漏洩保険	<ul style="list-style-type: none">・個人情報の漏洩またはそのおそれが生じたことにより企業が負担する損害を補償・保険料は企業の年間売上高・業種・情報管理状況等により算出

3. 2. 損害保険制度を知る

■ 保険契約者の義務

- (1)告知義務: 保険会社が求めた危険に関する事項の事実告知が必要
- (2)通知義務: 契約締結後、告知事項に変更があった場合に通知が必要
 - ・危険が変更、増加する事象が発生
 - ・保険事故(自然災害、火災、事故等)が発生
- (3)保険料支払義務: 保険契約の補償の対価として保険料の支払いが必要

■ 損害保険の動向と課題

<動向>

- (1)自由化
 - ①保険商品／保険料率の自由化が進展
 - ②保険会社の合併、経営統合が加速
- (2)多様化
 - ①販売チャネルが多様化
 - ・通信販売、銀行窓口による販売の解禁等

<課題 (保険会社)>

- (1)顧客ニーズへの的確な対応: 大企業…リスク志向 中小…パッケージ化 等
- (2)高度な専門的対応力の構築: 保険商品・サービスの高度化、多様化への対応
- (3)健全性の確保と資本効率の向上: 保険会社の抱えるリスクの多様化、複雑化

4. 監査ストーリー

1. 監査人が抱く危惧
2. 監査ポイント
3. 作戦

4. 1. 監査人が抱く危惧

ERMの観点で
保険の付保・見直しをしているのか？
保険付保に関する方針はあるか？

リスク全般（一般的に想定されるリスク）

E

リスクが全て洗い
出されている
か？

保険全般
(販売されている保険)

保険の付保漏れはないか？
リスクへの対応は適切か？

C

A 当社における
保険付保

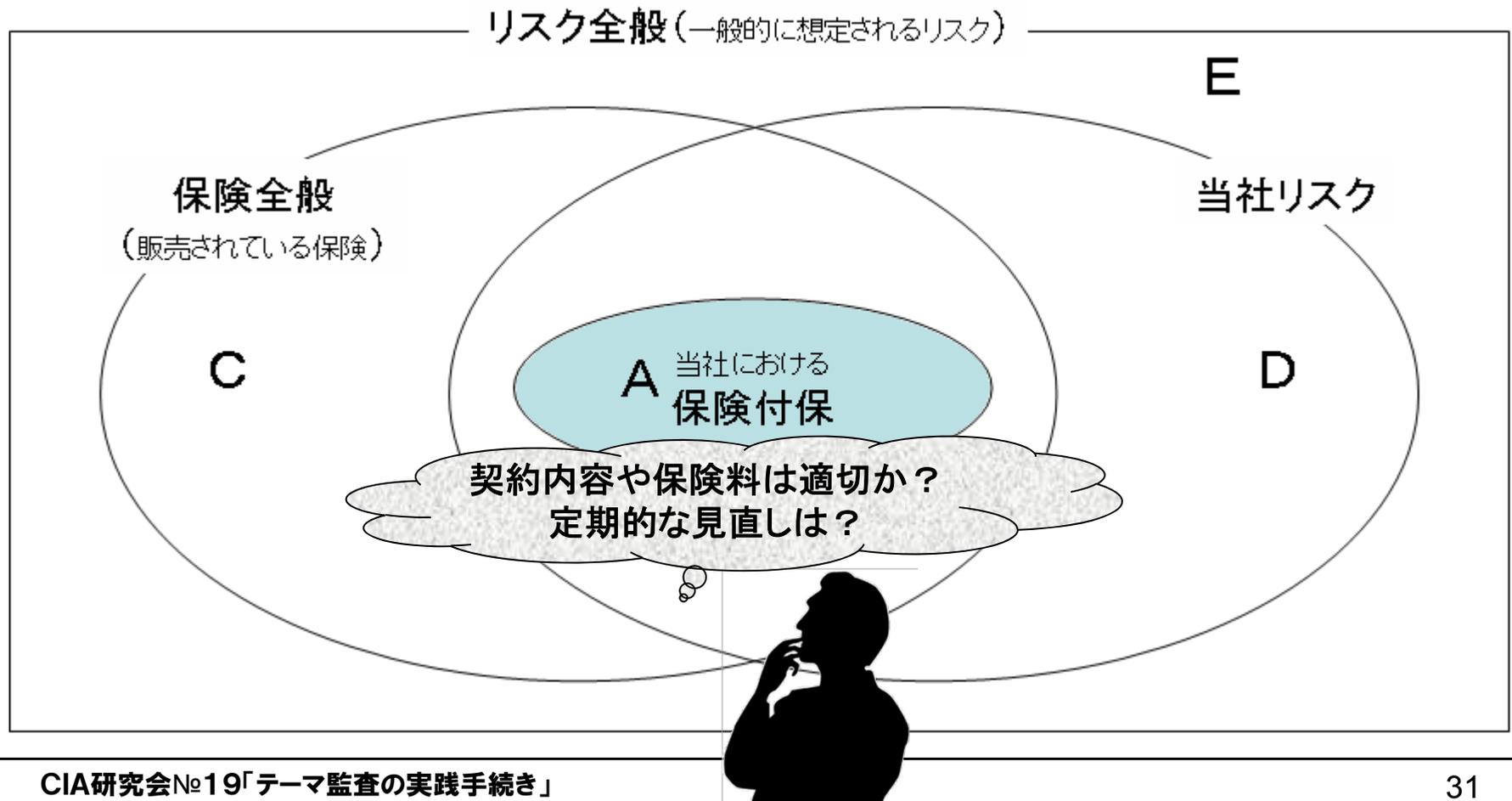
D

契約内容や保険料は適切か？
定期的な見直しは？

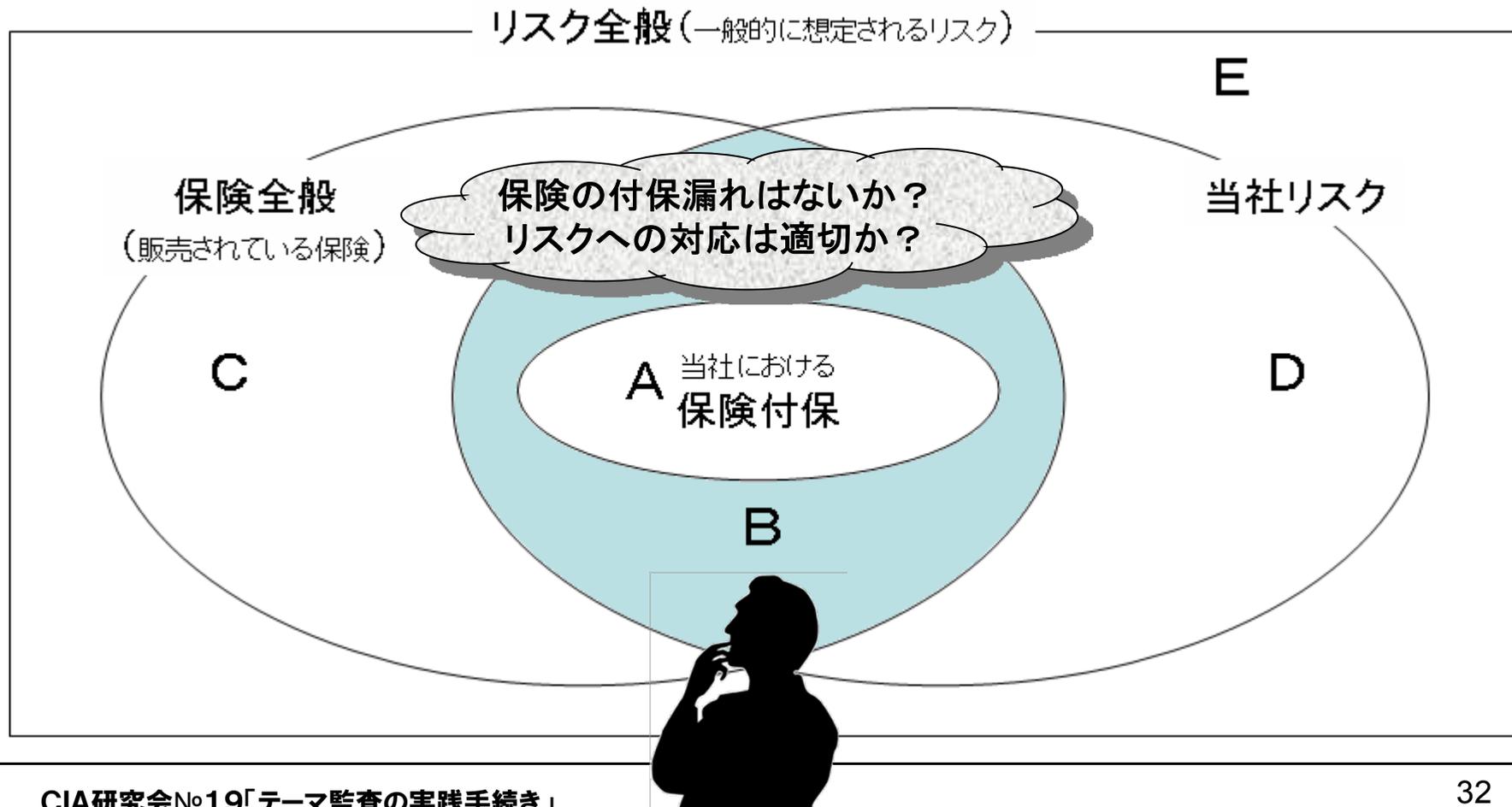
保険って何となく
難しそう…
新しい保険商品の勉強
をして網羅したか？

保険商品がないリス
クへの対応は適切
か？

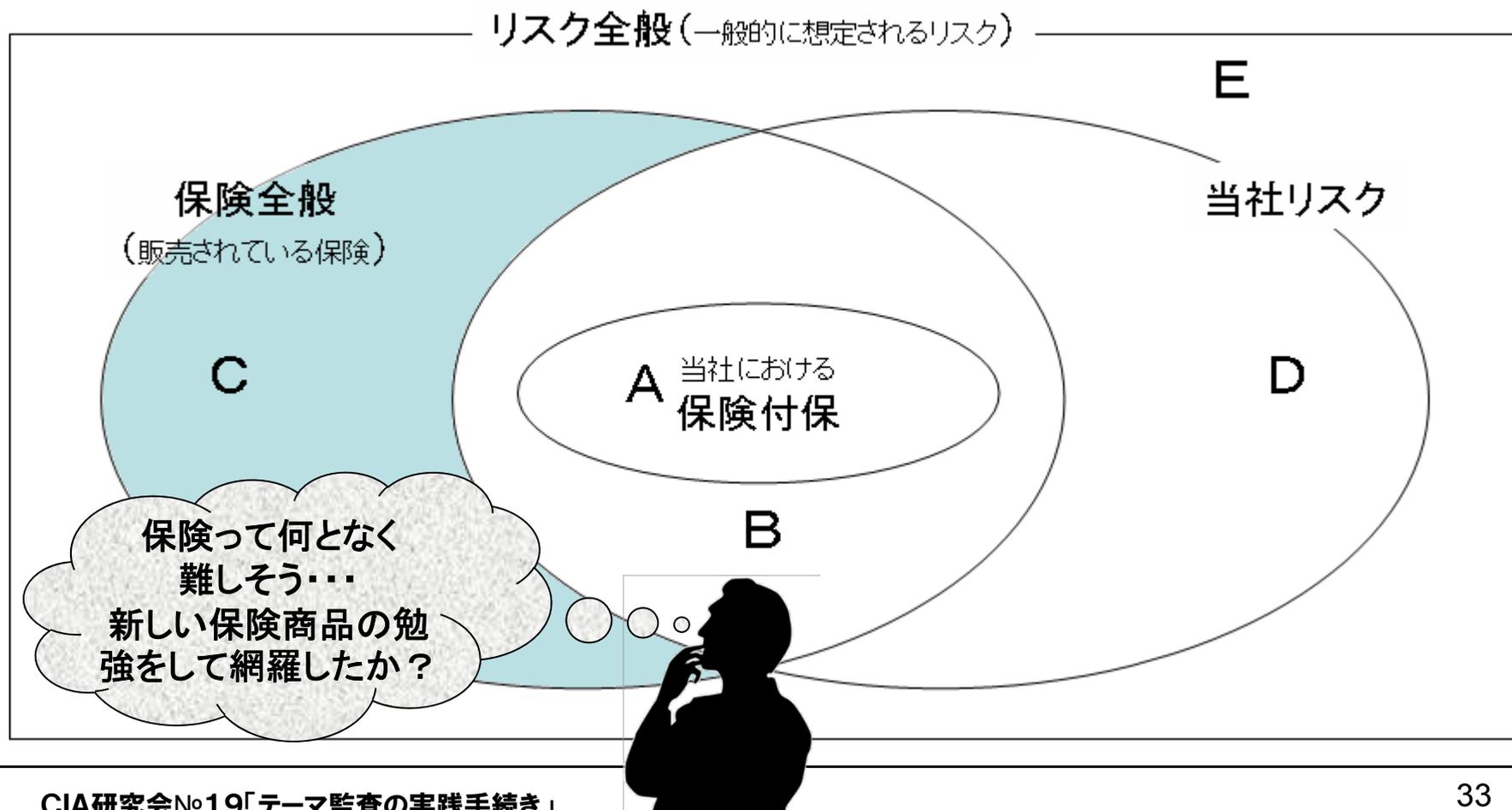
4. 1. 監査人が抱く危惧



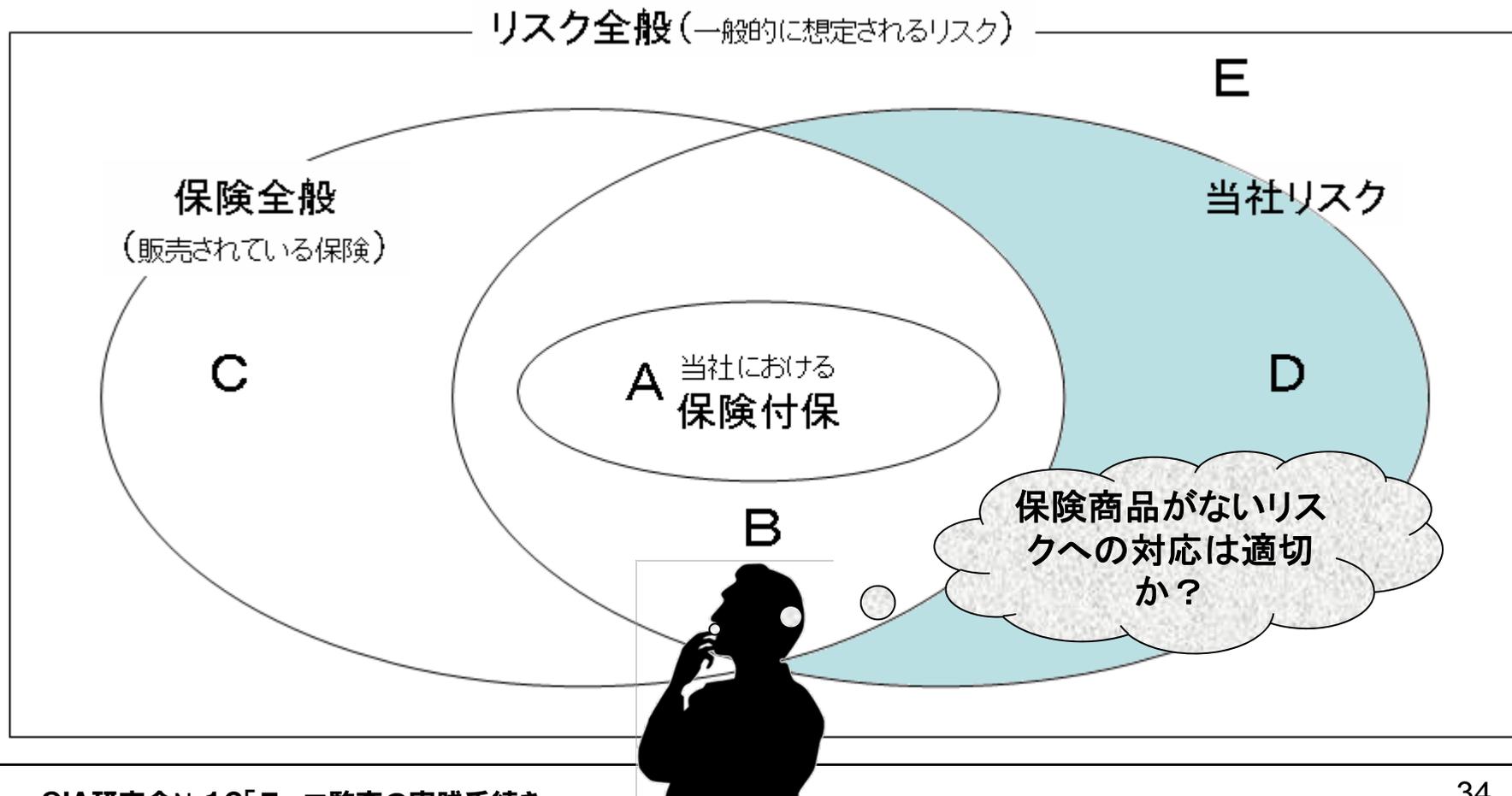
4. 1. 監査人が抱く危惧



4. 1. 監査人が抱く危惧



4. 1. 監査人が抱く危惧



4. 1. 監査人が抱く危惧

ERMの観点で
保険の付保・見直しをしているのか？
保険付保に関する付保方針はあるか？

リスクが全
て洗い出さ
れている
か？

リスク全般（一般的に想定されるリスク）

E

保険全般
(販売されている保険)

当社リスク

C

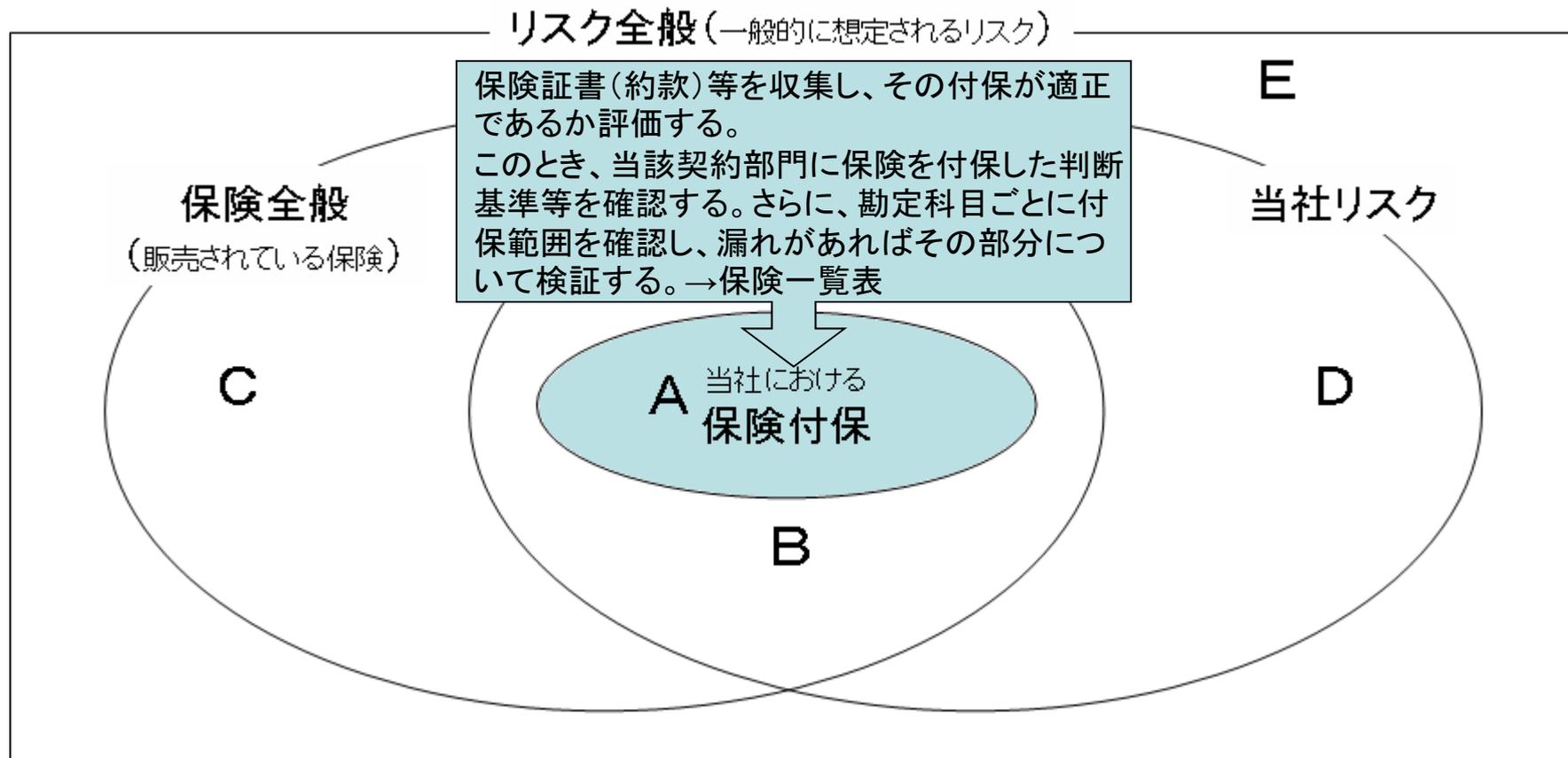
A 当社における
保険付保

D

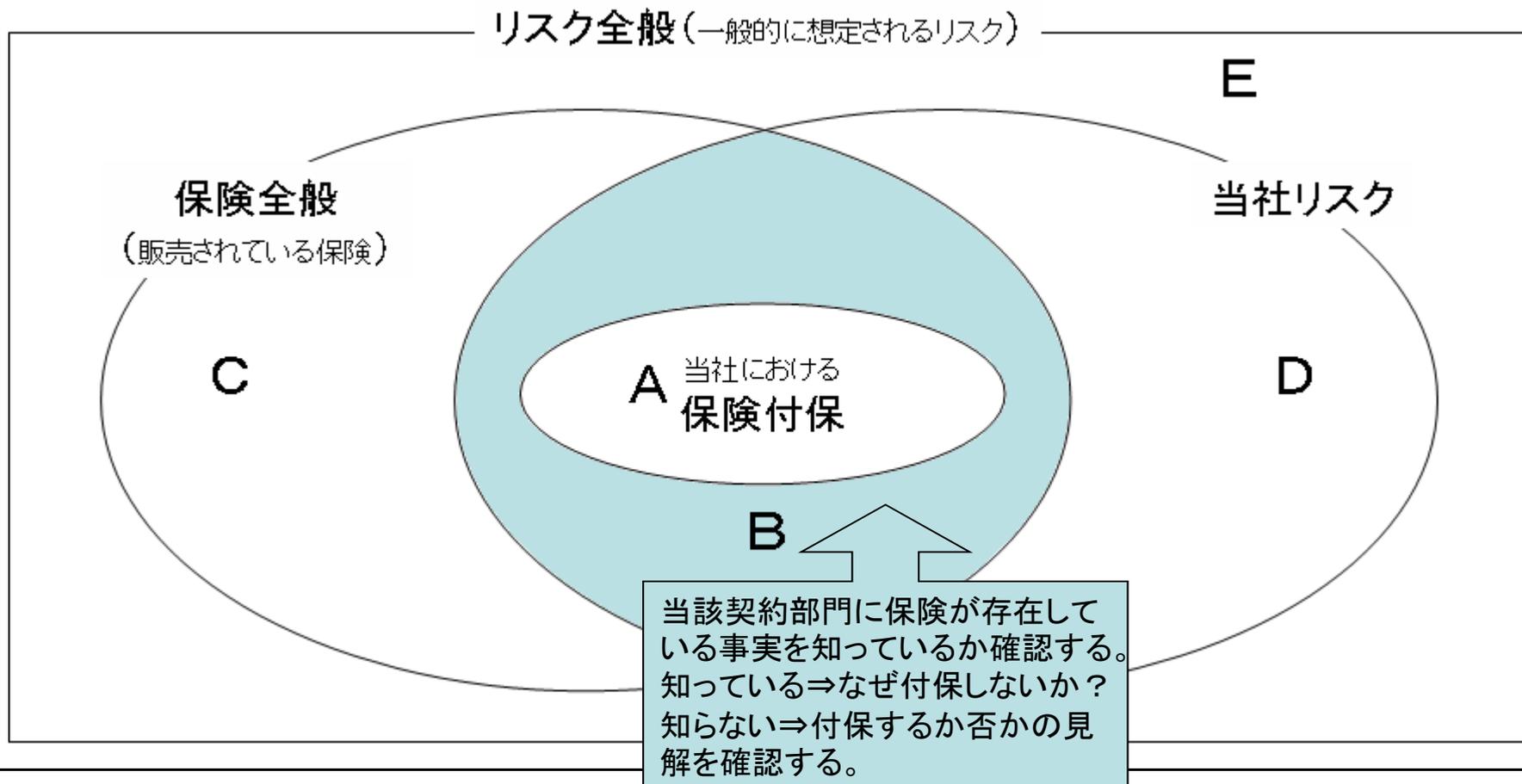
B



4. 2. 監査ポイント

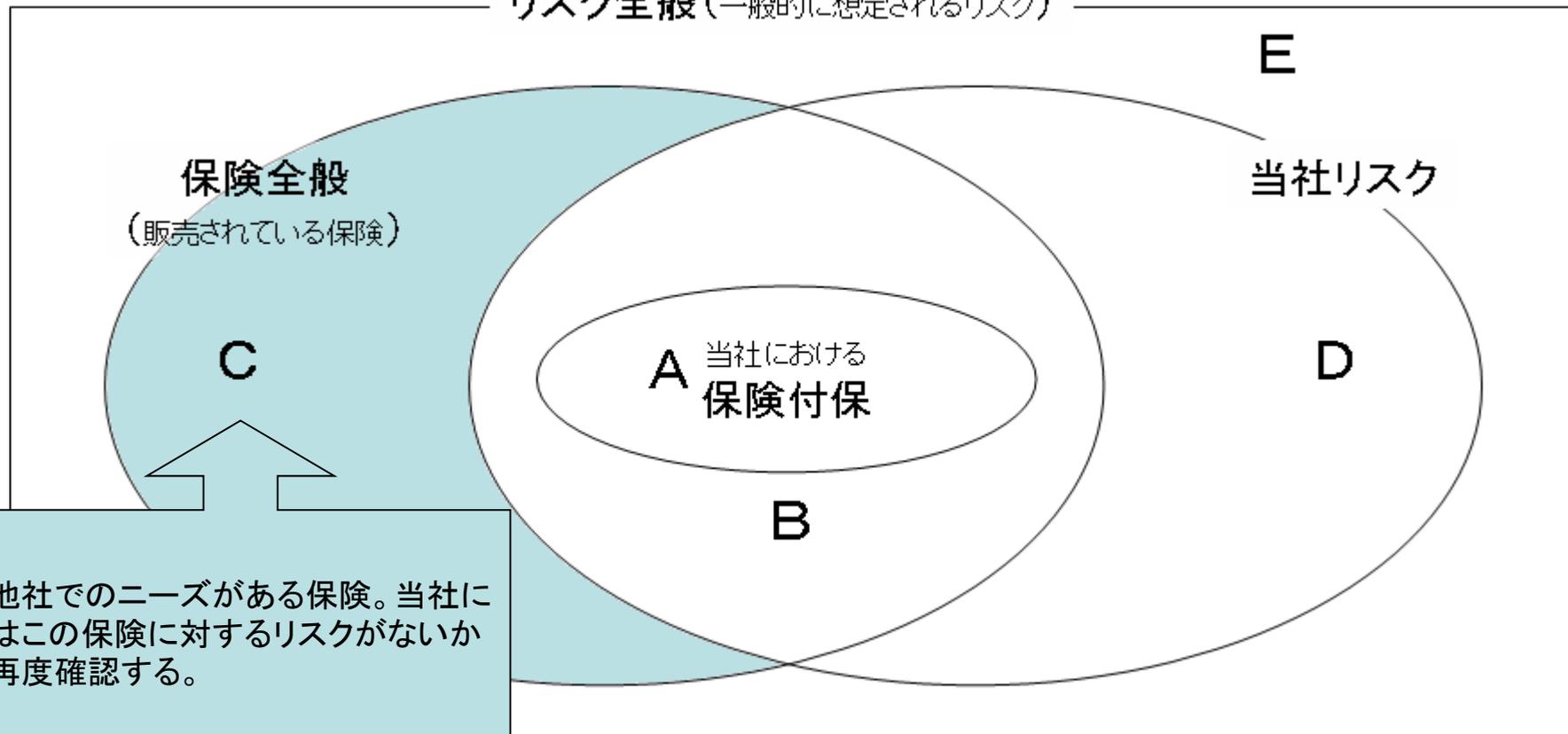


4. 2. 監査ポイント



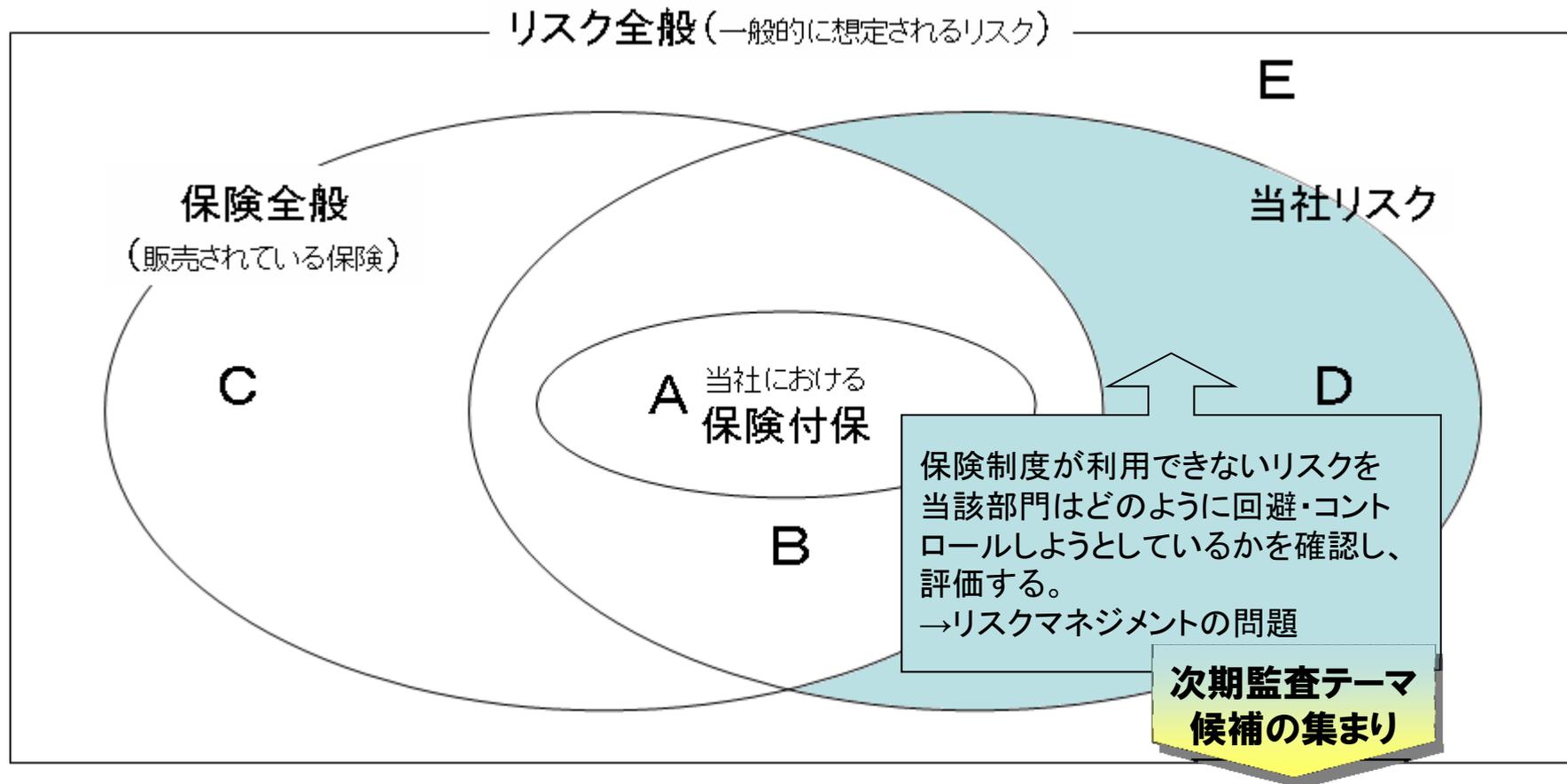
4. 2. 監査ポイント

リスク全般（一般的に想定されるリスク）



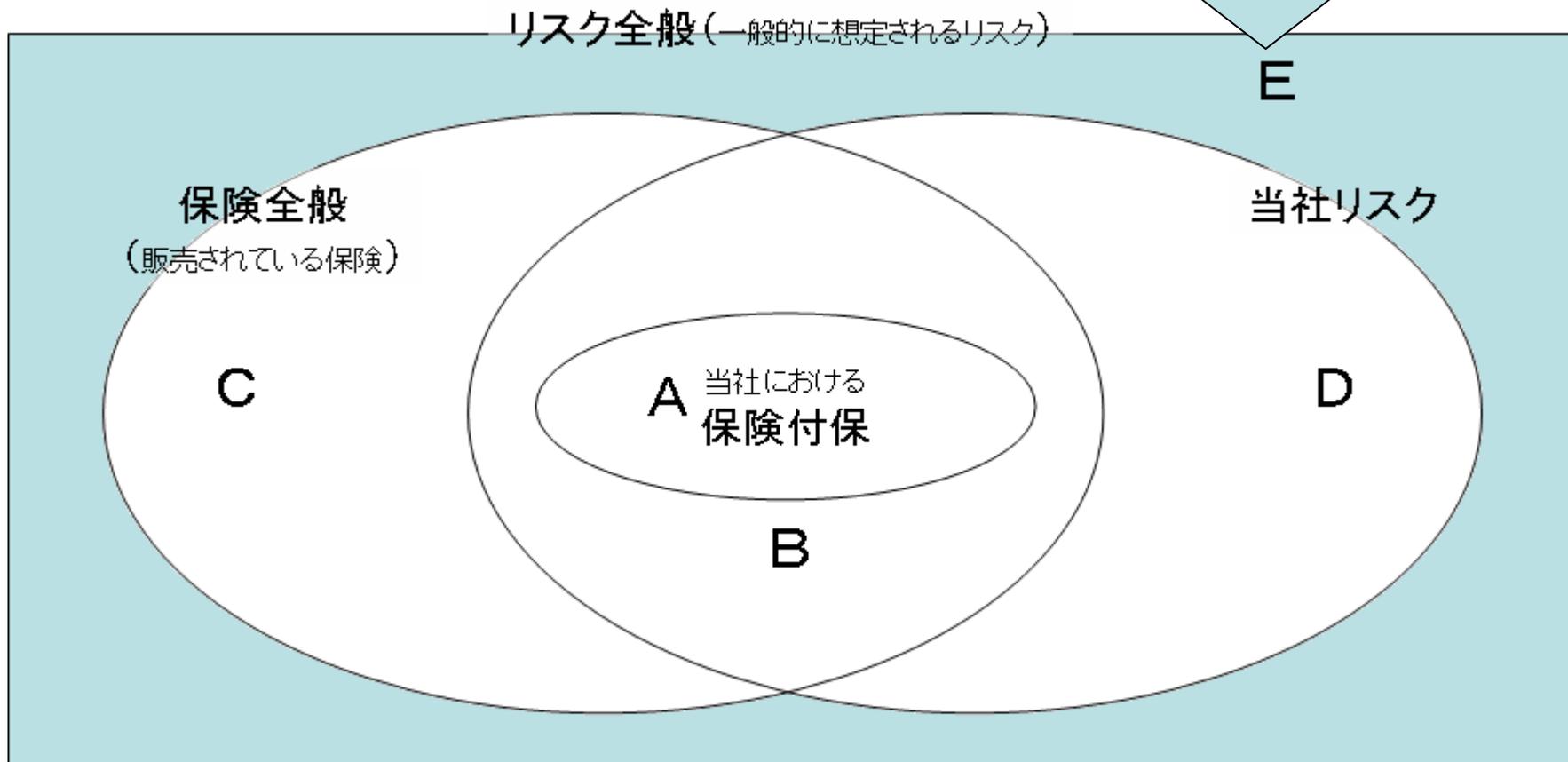
他社でのニーズがある保険。当社にはこの保険に対するリスクがないか再度確認する。

4. 2. 監査ポイント



4. 2. 監査ポイント

当該リスクについて、対応する保険制度が本当にないか、または当社に関係のないリスクかを再確認する。



4. 2. 監査ポイント

このような監査ポイントを踏まえて「保険の一覧表」を作成する...

当該リスクについて、対応する保険制度が本当にはないか、または当社に関係のないリスクかを再確認する。

リスク全般（一般的に想定されるリスク）

保険証券（約款）等を収集し、以下を勘案してその付保が適正であるか評価する。
このとき、当該契約部門に保険を付保した判断基準等を確認する。さらに、勘定科目ごとに付保範囲を確認し、漏れがあればその部分について検証する。→保険一覧表

保険全般
（販売されている保険）

当社リスク

A 当社における
保険付保

D

C
他社でのニーズがある保険。当社にはこの保険に対するリスクがないか再度確認する。

B
当該契約部門に保険が存在している事実を知っているか確認する。
知っている⇒なぜ付保しないか？
知らない⇒付保するか否かの見解を確認する。

E
保険制度が利用できないリスクを当該部門はどのように回避・コントロールしようとしているかを確認し、評価する。→リスクマネジメントの問題

4. 3. 作戦1(ベースとなる資料)

当社に存在するリスクと保険契約の対応表を作成して、**整理し**、漏れや重複を確認する。

- ①支払保険料データをもとに**付保対象物の勘定科目順**に並び替えて「**保険一覧表**」を作成する。
- ②リスク管理部門より**リスク一覧表**を入手して**保険一覧表と結合**する。
- ③**付保状況(網羅性、効率性)**を評価する。

勘定科目	資産名	期末簿価	リスク	保険名称
現金・預金	小口現金	XX円	盗難	動産総合
棚卸資産	製商品	X百万円	盗難・破損	物流総合保険
棚卸資産	原材料	X百万円	火災	普通火災
建物	A工場	XX百万円	火災	普通火災
建物	B事務所	X百万円	火災、盗難	店舗総合
売上高		X百万円	利益減少	利益費用保険

4. 3. 作戦2(配役)

1. 監査対象部門(被監査部門)の決定

- ・保険付保実務部門
- ・リスク管理部門
- ・**幹事保険会社(代理店、子会社)**

2. 監査の参謀(副官)の設定

幹事保険会社 or No.2保険会社

3. 主要人物の確認

リスク管理担当役員？

4. 3. 作戦3(監査後の進め方を考慮して)

1. 監査対象部門(被監査部門)への提言

- ・保険一覧表(監査後のお土産)

⇒**しっかりつくっておこう!**

- ・保険契約の改善方法

⇒**具体的(見積書)**にしておこう(ここがまずいで終わらせない)

- ・当社が付保していない検討すべき保険の紹介

⇒名称だけでなく、当社に合うもの(保険会社から提起)

2. 監査後の展開へのフォロー

リスク管理直結の**センシティブな内容**である。

⇒**主要人物への報連相を大事に。**

⇒**主要人物を被害者にしないように。改善の立役者に。**

5. 監査の具体的進め方

1. 保険一覧表の作成
2. リスク管理資料との結合
3. 付保状況の評価

5.1 保険一覧表の作成1

前年度の会計仕訳ファイルより、「保険料」を含む伝票を1年分抽出する。

伝票発行部門 (付保実務部門)	勘定科目	保険者 (支払先)	保険料	稟議 番号	伝票発行年月日 (保険料支払日)	伝票No.	伝票摘要
総務部	保険料	A保険会社	5,000,000	C010	2011/7/20	A123	建物火災保険
東京総務部	保険料	B保険会社	1,000,000	C050	2011/9/10	A456	自動車保険

※ 運送費に含まれる保険料は個別に抽出する。
(データ抽出には消費税非課税が利用できる)

5.1 保険一覧表の作成2

抽出した伝票No.に関して、

1. 保険証書
2. 約款
3. 当該保険のパンフレット
4. 稟議書

を伝票発行部門から提出してもらい、必要項目を前述の「保険料伝票」のエクセルに追記して勘定科目順に整理する。
賠償等にかかる保険については、**賠償と比例関係にある勘定又は保険金額の計算の基礎となる勘定にて整理する。**

5.2 リスク管理資料との結合

リスク管理部門からリスク対応方針書(保険付保方針)を提出してもらい、保険付保方針を追加する。

結果を見てみよう！



保険一覧表
(リスク管理追加)

5. 3付保状況の評価

1. 付保方針(リスク管理)と付保実務の一致
2. 競合見積
3. 割引
4. 契約、支払時期の適切性
5. 稟議者(付保実務者)、決裁者、回議者のあり方
6. 勘定科目別付保分析

5.3.1 付保方針と付保実務の一致

保険一覧表で付保方針と付保内容の一致を確認する。

- ・付保方針がそもそも示されているか？
- ・付保方針とは、付保する/しないの○×レベルでよいのか？

例) 建物は保険に入る。⇒どこまですればいいの？

保険料⇔リスク内容×リスク金額×時価/再調達一免責額

- ・リスク内容…火災以外に水災、風災…もある
- ・リスク金額…火災と水災では違う

⇒HOW(特約を含む)で付保内容は大きく変わる！
HOWは示されているか？

5.3.2 競合見積

付保方針に基づく同一条件で、競合見積を実施しているか。

- ・複数の保険会社からの見積書があるか。
- ・稟議書に「競合見積を行った結果」の文言があるか。

購買努力。⇒ほめるネタ1

5.3.3 割引

付保対象のリスクを外すことなく、当社の管理の良さ(リスク低減活動)を示して保険料をさげる。これが割引の活用。

購買努力。⇒**ほめるネタ2**

火災保険での割引の例

1. 消火設備
2. 自動火災報知設備
3. 屋内消火栓
4. 建物の耐火構造
5. セキュリティ設備
6. 長期払(3年契約等)

5.3.4 契約、支払時期の適切性

保険料支払後に保険契約が有効となる。
契約更新が確実に行われていることを確認する。

今回契約開始年月日時 = 前回契約終了年月日時

今回契約開始年月日時 > 保険支払日

⇒**ほめるネタ3**

⇒保険契約が少なく、更新時期がある程度集中している方が
契約業務はやりやすい。

5.3.5 稟議者、決裁者、回議者の適切性

1. 稟議者(付保実務者)は、同一リスクに際しては1部門、できれば保険付保部門1部門となっているか。2部門ある場合は合併が原因かも。でもそろそろ合併効果が。

⇒1部門であれば、全社ベースの保険実務が可能

2. 付保実務部門(稟議者)がリスク管理部門であれ、総務部門であれ、本来、

決裁者:リスク管理責任者(役員)

回議者:当該リスクに関する実務、管理長

- ※ 保険内容の確認(回議)についてはリスク管理委員会等での検討、その結果確認を重視するほうがbetter。

5.3.6 勘定科目別付保分析

保険付保につき、貸借対照表、損益計算書と突合することで1つの網羅性(会計的アプローチ)が確認できる。

この分析で、漏れ・重複・不適切な付保がないか確認する。

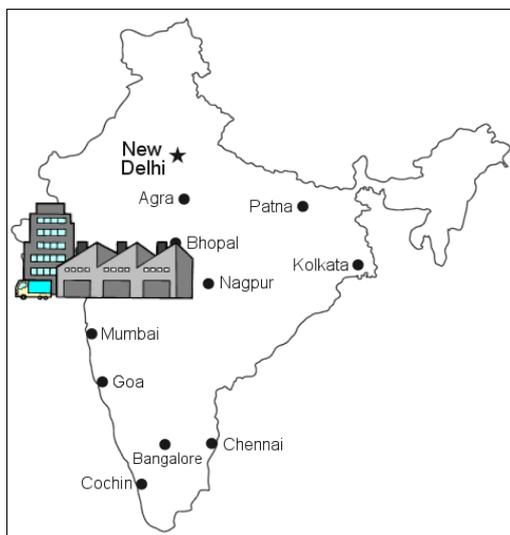
各勘定の内訳を押さえる上では、以下の資料が有益である。

- 勘定科目内訳書(法人税申告書に添付)
- 固定資産台帳
- 事業所税資産割明細

5.3.6.1 自社グループの状況把握

ここでは想定会社をメーカーとします。
皆さんは自社グループのことをどれだけ
知っていますか？

インド子会社



※部品、金型は親会社から無償支給

5.3.6.1 自社グループの状況把握2

自社グループを把握する上での情報源にどんなものがあるでしょうか。

**有価証券報告書、税務申告書ほか、
考えてください。**

5.3.6.1 自社グループの状況把握3

【回答例】

自社グループの歴史：上場時有効証券報告書、社史

個別の取引：稟議書、契約書、伝票及び証拠書類

自社グループの課題：会議議事録

自社グループの運用：社則、システムフロー、各種マニュアル/手順書

各種データ：受注データ、在庫データ、注残データ

直接の経歴：どんな部署を回りましたか、卒業しましたか

間接の経歴：経歴での前工程/後工程、内部監査

5. 3. 6. 2 当座資産1

- 現金**
1. 盗難保険って、かける意味あるの？
コンビニならわかるけど...。
業務上横領に盗難保険は利くのか？
 2. 会社の現金勘定は外貨が含まれている。
⇒含まれていることの明示、事故時の支払方法等、
取り決めが原則、必要。
- 手形**
1. 手形、小切手の送付(書留)事故に対して
付保する意義があるかも。

5.3.6.2 当座資産2

預金 1. 銀行の倒産リスクに対する保険はあるのか？

2. あれば入る必要性は？

⇒このようにイメージして世の中の保険の有無、
付保漏れを勘定別に検討していく。

売掛 1. 貸倒リスクに対する保険あり。

⇒貸倒損失リスクが大きい場合、リスク管理部門
は検討したか？

5.3.6.3 棚卸資産1

1. 保険価額

保険は損失を補填するものであるから、販売価格(仕切価格⇒超過保険)で付保できない。
⇒製品、商品の保険価額は適正か。

2. 貯蔵品

目立たない勘定である。付保はどうか。
いわゆる金券等、現金等価物が含まれている場合がある。他の棚卸資産とあわせて付保されていないか。

5.3.6.3 棚卸資産2

3. 貨物海上保険

- ①設例では保険契約書が500件とある。このように件数が多いと保険事務も大変。
⇒**包括保険に切り替えることで、経費低減、業務効率up**

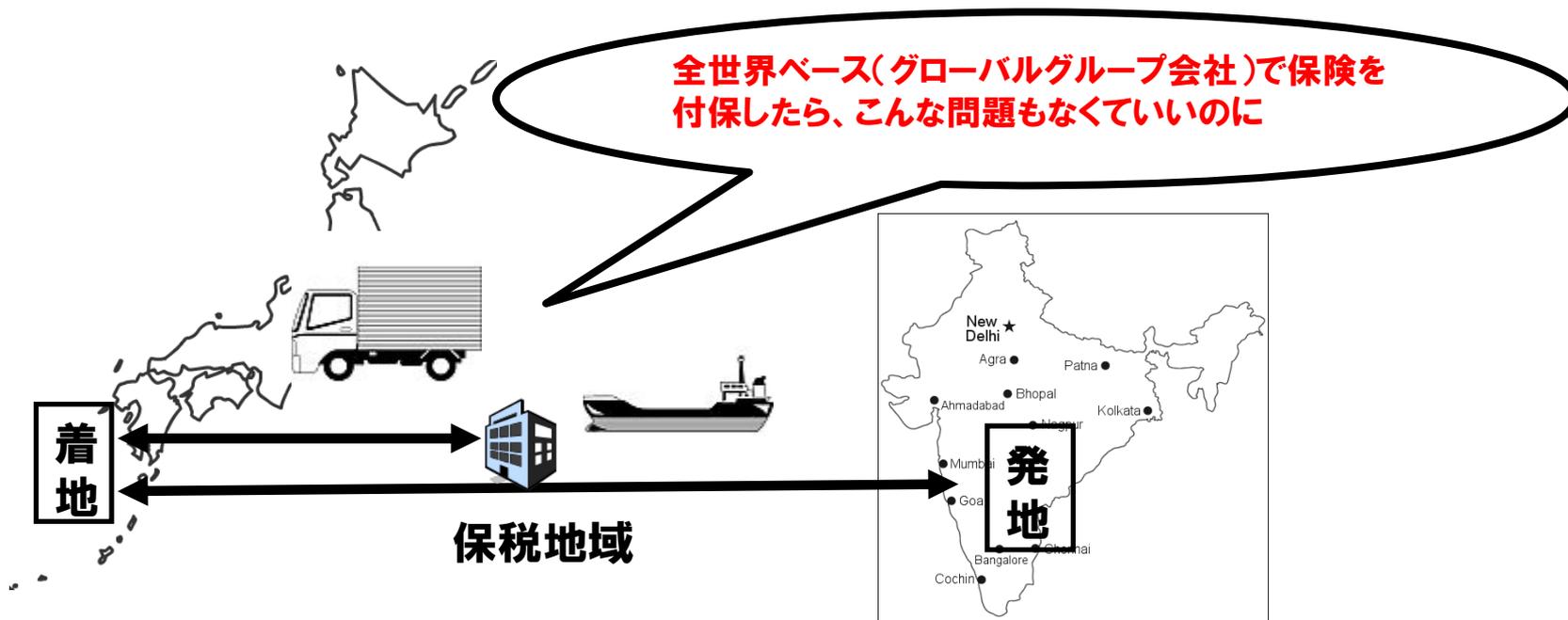


**包括でリスクの全社ベースが確認できる
⇒こういう発見が最高のネタ**

5.3.6.3 棚卸資産2

3. 貨物海上保険

- ②関税の取扱はどうか。自社の取扱品目に合致しているか。
- ③国内輸送の物流総合保険との付保範囲に重複はないか。



5.3.6.3 棚卸資産2

4. 物流総合保険

建物の中でじっとしていれば建物の備品として火災保険で付保できるが、部品を子会社や協力企業への無償支給する場合、運送リスクも含めて担保するには物流総合保険での手当てが必要である。

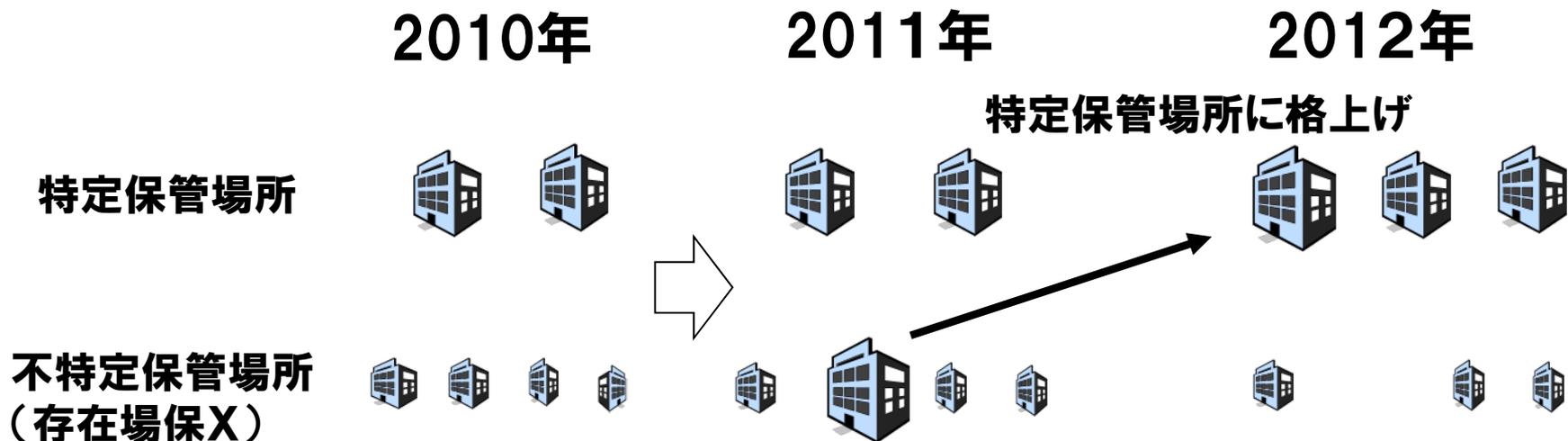
- ① 輸送中、保管中、加工中で1事故てん補限度額は異なっているか。

5.3.6.3 棚卸資産2

② 物流拠点の設定

不特定保管場所の金額が膨れてくる場合には物流拠点の新設・変更を疑い、特定保管場所に追加。

※特定保管場所のほうが保険料が安い



5.3.6.3 棚卸資産3

③輸送手段

自動車とのみ記載されていたら。

⇒飛行機だったら不担保になってしまう。

保険証券は証拠証券

④保険の重複

子会社や協力企業が無償支給品に保険をかけてくれている場合がある。倉庫保管契約、運送委託契約に注意。

⇒被保険者名寄せ(自社)で保険一覧を保険会社から入手できるか。

⇒保険は不要との通達。倉庫保管料の引き下げへ。

⇒保険をかけていない会社との公平性を確保。

5.3.6.4 固定資産1

1. 建物

①複数事業所、複数建屋がある場合、まとめて安くしているか。
⇒多構内特殊包括契約を利用しているか。

②火災、風災、水災等でリスク金額は異なる。
⇒それぞれ保険金額は異なっているか。
⇒その金額に根拠はあるか。

③建物ごとに分解して会計帳簿(固定資産台帳)と保険の
付保物件との一致を確認する。
⇒今はない建物を対象にしていないか。

⇒告知義務、通知義務を果たしているか

5. 3. 6. 4 固定資産2

2. 構築物

業種によって付保方針が分かれるのではと思われる。

⇒付保方針はどうか。

⇒緑化施設は火災保険の対象にしてもいいかも。

3. 貸与備品

棚卸資産での無償支給品同様、金型等、貸与されるものは火災保険ではなく、物流総合保険で対応するほうがよい。

⇒購買部の建物が貸与金型でいっぱいのはずはない。

5. 3. 6. 4 固定資産3

4. 自動車

自動車の台数が10台以上の場合はフリート契約になる。

⇒各工場、各事業所で個別にノンフリート契約を行っていないか。

⇒保険はまとめて安く。

5. 建設仮勘定

請負契約における危険負担の問題。付保の対象外。

ただ、自社製作は付保も考えられる部分である。

5.3.6.5 負債

債務履行保険

確実な債務履行を取引先がもとめる場合、債務履行保険の付保を求められる場合がある。

⇒会社の信用力を相手に納得してもらい、付保を回避して経費節減へ。

5.3.6.5 売上高

1. 企業費用・利益保険

①契約内容に妥当性はあるか。

⇒約定てん補期間の設定は、復旧が困難な設備の復旧期間との関連は見いだせるか。

②短期間で復旧できるリスクに付保は不要である。

③復旧が困難な設備が水災に見舞われにくいとすれば、水災に関し付保する必要はない。つまり、建物の保険と合わせる必要はないということ。

2. PL保険

海外PLで契約が英文の場合は、和訳が準備され、契約内容は把握されているか。

5.3.6.6 経費

1. 借家人賠償保険(賃借料)

事務所、従業員の住宅を借りる場合に、借家人の責による事故(火災、漏水等)に関する貸主への賠償を補償するものである。

⇒賃借の都度、契約をしておきたいへん。**包括契約**を行なっているか。

⇒社宅の場合、本来個人負担と考えられる部分である。費用負担が明確になっているか。

2. 海外旅行傷害保険(旅費)

海外出張に関する保険として海外旅行傷害保険がある。保険契約を出張する従業員にさせると漏れもやすい。

⇒**包括契約**を行っているか。

5.3.6.7 振り返り

1. 自分自身が付保するつもりで、自分自身が納得できるまでチェックしてみてください。

- ・効率的な付保(金額、事務効率)でしたか。
- ・網羅性はどうでしたか。
- ・特約もチェックしましたか。
- ・免責額の妥当性はどうですか。

2. 以下の区分でどう考えますか。

- ・財産関連保険ーリスク額が限定的(わかっている)
- ・賠償関連保険ーリスク額が非限定的(無制限)

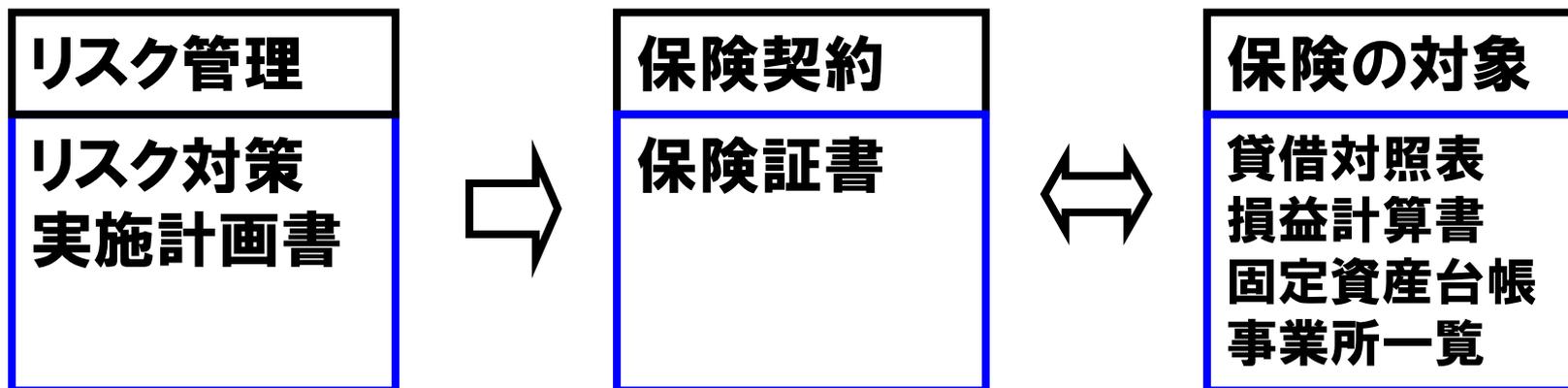
6. 問題の分析と改善提言

1. 付保技術(漏れ、重複、保険料)
2. 業務構造(所轄)
3. 意思決定(付保方針)

6. 問題の分析と改善提言

②付保方針に従って
契約しているか
⇒業務構造の問題

業務での進行: ①→②→③
監査での進行: ③→②→①



①付保方針は
示されているか、
経営の承認は？
⇒意思決定の問題

③整合しているか
効率的か
⇒付保技術の問題

6.1 付保技術

【ありたい姿】 現況(物件、物流、取引等)と一致した、経済的、効率的な契約

【ありがちな問題 & 改善提言】

1. 前年同様の慣例的契約改定(受け身の業務)

⇒契約改定でのチェックポイントの明確化(マニュアル化)

2. 現況の把握が弱い付保部門/リスク管理部門

⇒リスクサーベイによるリスクの正確な把握

3. 付保のHOWが不明瞭

⇒リスクサーベイによる保険設計

4. 不経済な契約、非効率な事務作業

⇒包括保険への切替、契約改定時期の統一

(子会社も含めた包括保険が構築できれば◎)

5. 保険知識の不足

⇒教育プログラムの策定 & 実施

6.2 業務構造(所轄)

【ありたい姿】 リスク管理部門が付保方針を決め、保険を付保し、契約内容を関連部門へ伝達

【ありがちな問題 & 改善提言】

1. リスク管理部門はリスク低減/回避に目が向き、総務部門が庶務として保険付保業務(リスク移転)を行っている。
⇒**リスク管理部門が保険を付保する。総務部門はそのための情報提供を行う。(業務分掌の変更)**
2. 関連部門は保険の付保状況を知らずに業務。場合によっては自ら保険を付保。
⇒**保険付保はリスク管理部門のみで実施。(保険付保業務は部門共通業務から削除)**
⇒**関連部門は保険付保方針、契約内容の検討へ積極的に参加するとともに、結果のチェックを行う。**

6.3 意思決定(付保方針)1

【ありたい姿】

会社法（取締役会の権限等）第三百六十二条4

取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。

- 一 重要な財産の処分及び譲受け
- 二 多額の借財
- 六 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

法務省令（業務の適正を確保するための体制）第百条

法第三百六十二条第四項第六号 に規定する法務省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

- 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

⇒保険付保方針は、取締役会決議がふさわしいのでは。（担当役員には委任できない）

6.3 意思決定(付保方針)2

【ありがちな問題 & 改善提言】

1. 保険の付保方針は、保険付保の稟議で上位者に承認されている。

⇒経費稟議の承認手続きと付保方針の承認とを混同していると考えられる。会社法で示されたように取締役会による承認が望ましいのではないか。
(決裁権限規程の変更)

リスク管理部門

付保方針(案)の策定



取締役会

付保方針の決定



リスク管理部門

付保方針に基づく契約実施

6.3 意思決定(付保方針)2

【ありがちな問題 & 改善提言】

2. 保険の付保方針は個々の保険契約に合わせて検討される。

⇒会社の全保険につき、総合的に付保方針(付保しないも1つの方針)をHOWも含めて検討するのが望ましい。国内子会社のみならず、海外子会社も含めた付保方針が期待される。

6.4 保険会社(代理店、子会社) ※番外

【ありがたい姿】 会社の現況(物件、物流、取引等)と一致した適切な保険の提案

【ありがちな問題 & 改善提言】

1. 前年同様の慣例的契約改定

⇒契約改定でのチェックポイントの明確化(マニュアル化)

2. 現況の把握が弱い

⇒リスクサーベイによるリスクの正確な把握

3. 自社にふさわしい保険の提起不足

⇒リスクサーベイによる保険設計

4. 会社の付保保険の全体像がつかめていない

⇒自社名による被保険者での名寄(子会社も含む)

5. 不適正な保険証券の作成、保険知識の不足

⇒教育プログラムの策定 & 実施

最後に

この監査で作成した「保険一覧表」は、今後

現場の損害保険管理帳票

となっていくものと思います。実務にいそがしい現場では、管理帳票作成になかなか手が出しづらい場合があります。監査部門で作れるものは作りましょう。
なにか、よろこんでもらえるお土産を渡したいものです。

一句： 監査して 相手がよろこぶ お土産

テーマ：損害保険の付保

これにて、発表を終わります。

一句：待ってます 次のテーマは あなたから

御清聴ありがとうございました。

